

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France (Corse, Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France (Corsica, Andorra 及び Mayotte を含む。))

60.2 フランスの海外領土

60.2.4 南極におけるフランスの地域

Terres australes et antarctiques francaises (French Southern and Antarctic Territories)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....1 か月
 - 例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....4 か月

123. ノルウェー

Norvege (Norway)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スカンディナヴィア語、フランス語、ドイツ語又は英語
2. 速達.....取り扱う(航空路に限る。)
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....14 日(留置郵便物については、21 日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....デンマーク語、ノルウェー語、スウェーデン語又は英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱わない。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Posten Norge AS, Logistics Sales, Channels, Customer Service Claims, NO-0001 Oslo, Norway

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....14日

例外の場合.....-

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....14日

10. その他の特別な条件

(1) 商品を包有する郵便物には次のことを記載した書類2部を添付しなければならない。

- 販売者及び購入者の氏名及び住所
- 当該書類の発行場所及び発行日付
- 発注日又は購入日
- 内容品の数、性質、重量、マーク及び番号
- 内容品の種別、形状、品質、品番号及び各品目ごとの正味数量
- 1個ごとの価格及びその価格を表示した貨幣の単位

(2) 内容物がぜい弱な小包は取り扱わない。

(3) 通信販売で購入したすべての商品、酒精飲料、たばこ及び 200 ノルウェークローネを超える物品については、付加価値税が課される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231通。さらに見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 2通。
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スカンディナヴィア語、フランス語、ドイツ語又は英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS-Kurerpost

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
 - 1.1.1 禁止物品
 - ソーセージ...ソーセージ及びその類似品
 - 麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬
 - 1.1.2 条件付許容物品

銀行券、硬貨等...名あて国の銀行券、硬貨及び有価証券は、名あて国の国立銀行 (Banque Nationale de Norvege) の許可を得ている場合に限り許される。ただし、名あて国から合法的に輸出された物品の決済のための為替手形及び銀行券については、事前の許可を要しない。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

マッチ...黄りんマッチ

袋...中古の袋

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、薬剤師又は名あて国の関係当局の許可を得た者にあてる場合に限り許される。

医薬品...名あて国において薬剤師のみが販売することを許されている物品は、次の者にあてる場合に限り許される。

- 薬剤師
- 医薬品の製造業者
- 科学研究機関
- 公認の販売業者
- 名あて国の王室の許可を得た者

ソーセージ...ソーセージ及び類似品は、名あて国の農林省 (Ministere de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

雑件...未加工の角、角の粉、骨粉、肉粉、血粉、血液、乳汁、未加工の脂肪、天然痘のワクチン、獣医用の血清、中古の包装用品、生肉、未加工の羽毛及び絹、乾燥させた植物及び花の球根を除いたすべての植物、牛乳及び乳製品、箱詰めの生果物、卵の黄身、蜂蜜

2.1.3.2 条件付許容物品

はちの巣...はちの巣は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

皮革...皮革は、名あて国の獣医の検査に付され、その結果によっては、廃棄又は返送されることがある。

家畜小屋用品...中古の家畜小屋用品は、日本の関係当局が発行し、かつ、日本に駐在する名あて国の領事が承認した消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)につい

ては、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

武器...銃の銃身及び銃尾を含むすべての小火器、石弓、12センチメートル以上の刃がある武器、飛び出しナイフ、短刀、メリケンサックを含む突き刺す武器、こん棒及び警棒並びにそれらと同様の武器。

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...武器、弾薬(2.1.4.1で禁止されているものは除く。)及びこれらの部分品は、名あて国の兵器局長(Generalfelttoismesteren)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

飼料...強壯剤入りの家畜用飼料、家きん用の人工飼料

2.1.5.2 条件付許容物品

アルコール...アルコール(酒精飲料を含む。)は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。アルコール分は容積で60%を超えてはならない。

酒精飲料...アルコール分が重量で0.7%を超える酒精飲料(ワインを含む。)及びアルコール分が容積で2.5%を超えるビールは、名あて国の酒類専売局(A/V Vinmonopolet)が輸入する場合又は同局の許可を得た場合に限り許される。酒精飲料が個人により輸入され、かつ、個人的消費を目的としたものである場合には、酒類専売局への連絡及び所定の税金の支払の後に、輸入許可が与えられる。

化粧水...アルコールを含有する毛髪用化粧水は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

暦、カレンダー...100部又は100部を超える暦及びカレンダーは名あて国の関係当局(Almanakkforlaget Urteгатen9, N 0187 OSLO 1)の許可を得ている場合に限り許される。

コーヒー...コーヒーの種子(いったものを含む。)は、名あて国の商務省(Ministere du Commerce)の許可を得ている場合に限り許される。

無線電信機...無線電信用の物品は、名あて国の電信局長(Directeur General des Telegraphes)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

雑件...悪臭を発する物品、外部に公序良俗に反する記載を有する郵便物、外部に偽造の郵便切手をはってある郵便物

広告...名あて国以外の国の富くじの広告、名あて国で輸入を禁止している薬品の広告、
名あて国において薬剤師のみが販売することが許されている物品の広告
リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

177. バチカン

Vatican

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....イタリア語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,633 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Bureau de poste, V-00120, CITE DU VATICAN, VATICAN
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....1,633 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bureau des postes, V-00120 CITE DU VATICAN
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、84. イタリアにおいて定めるところに同じ。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

雑件...公序良俗に反する書籍、新聞紙、印刷物その他の物品。宗教的感情を傷つけるおそれのある書籍、新聞紙、印刷物その他の物品

有害な物品...健康に有害な物品

植物...病気を伝ばさせるおそれのある植物

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチは、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

76. ハンガリー

Hongrie (Hungary)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ハンガリー語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....平面路 - 15,644SDR、航空路 - 4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Magyar Posta Office of Exchange, H-1005 Budapest, Hungary
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....10 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件

通常郵便物によりハンガリーにあてて物品を送付する条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

ートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、フランス語又はハンガリー語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....4,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Magyar Posta Office of Exchange, H-1005 Budapest Hungary

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....10 日

例外の場合.....60 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包

普通の場合.....10 日

例外の場合.....60 日

10. その他の特別な条件

(1) 貿易商社が国内消費のために輸入する商品には、その価格を証明するインボイスを送状に添付しなければならない。また会社(企業)からハンガリーに住む個人あてに、商品を送付する際は、インボイスを添付すること。

(2) 贈物小包の通関条件は次のとおりである。

(あ) 受取人1名につき次に掲げる範囲とし、輸入許可証は必要としない。

(ア) 自動車の主要部品 各1種類

(イ) 医薬品及び医療品 診断書に記載された量

(ウ) その他の物品

種類ごとの単価

総価格

100 フォリント以下のもの

500 フォリントまで

100 フォリントを超え 200 フォリント以下のもの	1,000 フォリントまで
200 フォリントを超え 500 フォリント以下のもの	2,500 フォリントまで
500 フォリントを超え 1,000 フォリント以下のもの	5,000 フォリントまで
1,000 フォリントを超え 5,000 フォリント以下のもの	15,000 フォリントまで
5,000 フォリントを超えるもの	1個

なお、単価とは、標準的な数量の単位(メートル、個、キログラム、組、ダース、リットル等)ごとの小売価格をいう。

数量・価格が上記の範囲を超える場合には、商業上の物品とみなされ、贈物小包としては輸入を許されない。贈物小包として送付できない物品については、禁制品参照のこと。

(い) 次の贈物小包は、関税を免除される。

(ア) ハンガリー赤十字社にあてたもの

(イ) 教育、科学又は研究のために学校、公衆衛生機関等にあてたもの

(ウ) 外国政府機関が贈与するもの及び公共施設のコレクションに加えられるもの

(3) 場合により、原産地証明書が必要とされることがある。

(4) 課税物品について、税関検査を免れようとした場合、又は虚偽の申告をした場合には、当該物品は没収されることがある。

(5) 郵便物又は添付書類に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号及びファックス番号を記入する。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231 通及び見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 2通。内容品により、衛生証明書、獣医証明書。

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびん

ホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。))

(3) 郵便物又は添付書類に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号及びファックス番号を記入する。

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、ハンガリー語又はフランス語

6. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

(1) あて所への配達.....行う。

(2) 私書箱への配達.....行う。

(3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....Gyosposta/EMS

9. その他の特別な条件

次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。

・ みつばち、水ひる及び蚕

・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

商品の輸入の場合には、名あて国の外国貿易省 (Ministere de commerce exterieur) の許可

が必要であり、支払手段、有価証券及び保健証券の輸入の場合には、外国為替取扱局の許可を必要とする。

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

放射性物質...放射性物質

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医療上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局 (Ministere de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品、ワクチン等...医薬品 (抗生物質を含む。)、血清、ワクチン及びバクテリア又は他の微生物の作用による治療薬及び治療効果の記載を有する化粧品は、名あて国の関係当局 (Ministere de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。(ただし、科学的調査及び実験のため、又は、関係機関への登録若しくは単なる提出のために病院又は診療所にあてて寄贈品として送付される場合を除く。)

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

堆肥等...土壌、堆肥

植物...植物については、昭和 25 年農林省告示第 231 号 (輸出植物検疫規程) に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.3.2 条件付許容物品

動物、動物性製品...動物、動物性の製品及び家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、あらかじめ獣医の検査を受けたものに限り許される。

農業保護の物品...農業保護のための物品であって、許可品目表 (Liste des produits de protection agricole permis) に掲げられていないものは名あて国の関係当局 (Centre de protection agricole du Ministere de l'agriculture et de l'alimentation) の許可を得ている場合に限り許される。

家畜用の医薬品...獣医が使用する医薬品及び栄養剤並びに家畜の病気の発生源となるバクテリア及びビールス菌の輸入は、名あて国の関係当局 (Ministere de l'agriculture et de l'alimentation) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

印刷物等...社会秩序、ハンガリー人民共和国の政治的、経済的利益及び公衆道徳を害するような印刷物、磁気テープ、レコード、フィルム、写真及びスライド

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

フィルム、ラジオ...フィルムについては、名あて国の情報文化省 (Ministere de la culture et de l'education)、ラジオ送信機及び送受信機については、名あて国の郵政省 (Ministere des Communications et des postes) の許可をそれぞれ得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 2. 小包郵便物参照

59. フィンランド

Finlande (Finland)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フィンランド語、スウェーデン語又は英語
2. 速達.....取り扱う(航空路に限る。)
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Itella Corporation Customer Service, P.O.Box 611, FI-00011 ITELLA, FINLAND
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....14 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フィンランド語、スウェーデン語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 2 週間
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 2 週間
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包には、インボイス 1 通を添付しなければならない。
 - (2) 贈物小包の通関条件は次のとおりである。
 - (あ) 受取人 1 人につき重量 10 キログラムまで、又は価格 5,000 フィンランド・マルクまでの贈物小包 (2 個以上の小包であっても重量又は価格の総計が上記の制限以内であればよい。) で食料品並びに僅少な価格の衣類、石けん、皮製品、安全かみそりの刃及びこれらに類する物品 (新品であると古品であるとを問わない。) を包有するものは無税で配達される。
 - (い) 内容品が下記の制限を超える場合には、関税及び場合により、その他の税が課される。
コーヒー...1 キログラム
ココア...1 キログラム
チョコレート、ボンボン又は茶... 250 グラム
製造たばこ... 100 グラム (ただし、紙巻たばこならば 100 本、シガリロならば 30 本、葉巻ならば 25 本)
靴下...3 足
下着...1 そろい

婦人又は小児用の衣料品...適当と認められる数量

(う) 受取人又はその家族の日常の用に供される数量を超えないものは、(あ)の重量及び価格の制限を受けない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231通。商品見本又は商品の場合は、さらに商業インボイス1通。必要に応じて原産地証明書。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語、フィンランド語、スウェーデン語、ドイツ語、英語、デンマーク語又はノルウェー語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail Service-EMS

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
- 2.参照

2. 小包郵便物

- 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

マッチ...黄りんマッチ

2.1.1.2 条件付許容物品

毒物...第一種毒物は、名あて国の次の者にあてる場合に限り許される。なお、第二種毒物の輸入は、商品の輸入に関する一般規定により許される。

- 薬剤師
- この種の物品に関する特別の規定により、工業薬品製造の権利を有する者又は薬品販売の権利を有する者
- 第一種毒物の販売許可を与えられた者
- 毒物製造の許可を与えられた者。ただし、この許可は第一種毒物についてのみ与えられる。
- 名あて国の商工省 (Ministere du commerce et de l'industrie) が発行する証明書により、工業生産又は手工業において第一種毒物を必要とすることが証明されている者。ただし、この場合には、証明書に記載された毒物についてのみ許される。
- 大学の研究所又は上級学校の長。技術、調査又は管理研究所の所長。調査試験所長。ただし、この場合には、この種の毒物が研究所又は試験所の研究に必要とされる場合に限る。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...モルヒネ、ヘロイン等の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の許可を得ている場合に限り許される。

薬品...薬品は次の者にあてる場合に限り許される。なお、重量 100 グラム中 2.25 グラム以上のアルコール分を含有する薬品の輸入については、名あて国の社会省 (Ministere des affaires sociales) の許可が必要である。

- 薬剤師
- 薬品の製造業者
- 薬品の販売を許可された者
- 大学又は上級学校に付設された又は公的に補助金を与えられた科学研究所の所長。ただし、当該物品が医学的目的に使用されるのではなく、研究所又は学校の研究のために必要である場合に限る。
- 正当な許可を有する私立科学大学の学長又は科学者。ただし、当該物品が科学研究のために使用される場合に限る。
- 国家又は自治体が資金を供給し又は補助する公立研究所の所長で正当な許可を受けた者。ただし、当該物品が研究に必要な場合に限る。
- 国立病院において実験医学のために使用する場合には医務局長

肉...肉及び肉製品は、名あて国の農林省 (Ministere de l'agriculture) の獣医局長の許可を得ている場合に限り許される。また、8 キログラムを超えないかん詰、肉及び肉製品の発

送は、肉が煮沸又は加熱により伝染病のおそれがない場合に限り許される。なお、溶解した脂肪、ベーコン、獣脂、肉エキス及び固形のコンソメは少なくとも摂氏 80 度の温度で製造されたものであることの証明書がある場合に限り許される。

ぼろ布...ぼろ布は、ていねいにこん包し、通関前に輸入者が名あて国の医務局長に対し、当該ぼろ布がどの製造所に送付されるかを通知する場合に限り許される。

中古の衣類...中古の衣類は、入念に洗たくされている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

ほ乳動物、鳥...ほ乳動物、鳥、これらの生肉、牛乳、乳脂及び鳥の卵は、名あて国の農林省医務局の許可を得ている場合に限り許される。

毛皮...羊の毛皮を除く乾燥させた毛皮は、密封して包装された場合に限り許される。

魚、甲かく類...すべての種類の魚、養殖のための魚の卵及び生きた甲かく類の輸入は、魚及び甲かく類の伝染病を予防するため及びこれらの資源を保護するために、名あて国の農林省の医務局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬等...武器、弾薬及び爆発物は名あて国の内務省の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

酒精飲料等...酒精飲料は、「OY ALKO AB」にあてるもので、かつ、商品見本として差し出すものに限り許される。ただし、香水、ローション等アルコール分の少ないもの(変性アルコール)は、許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ...富くじ券

出版物等...不道徳な性質の出版物及び印刷物

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

植物焼却炉...植物焼却炉の輸入は、科学的目的で、農林省の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

47. デンマーク
Danemark (Denmark)

47.1 フェロー島 Iles Feroe (Faroe Islands)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フェロー語、ドイツ語、英語、デンマーク語、フランス語、ノルウェー語、スウェーデン語又はアイスランド語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....1週間(留置郵便物については、2週間)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フェロー語、ドイツ語、英語、デンマーク語、フランス語、ノルウェー語又はスウェーデン語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包 (税関に提示する必要がない場合)
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限..... 4,000SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
小包.....1 か月
留置小包.....15 日
10. その他の特別な条件
小包には、すべての内容品の品名、数量及び価格を記載した送り状を送状に添付しなければならない。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
 - 1.1.1 禁止物品

武器、弾薬...武器、弾薬及び弾薬製造用の物品

カレンダー...コペンハーゲン大学の暦印のないカレンダー。ただし、単一の受取人にあてて個人的に郵送するものについては、暦印は要求されない。

1.1.2 条件付許容物品

有価証券等...有価証券(株券、債券及び配当券)、貨幣及び銀行券は、デンマーク国立銀行(Denmarks Nationalbank)の許可を得ている場合に限り許される。

貴重品...白金、金、銀、宝石その他の貴重品を書留通常郵便物として発送する場合には、税関告知書 CN22 をはり付けなければならない。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の公衆衛生局の特別許可を得ている場合に限り許される。

PCB、PCT...PCB 及び PCT 並びにそれらを使った物品は名あて国で定める条件を満たしている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

はちの巣...はちの巣(人造のものを含む。)は、許されない。

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

マッチ...黄燐マッチ。安全マッチ以外のマッチ

ガスライター...ガスライター

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...次に掲げる物品は、名あて国の司法省(Ministere de la justice)が発行する輸入許可書が添付されている場合に限り許される。

すべての種類の銃砲及び弾薬。刀身が12センチメートルを超える刃物、あいくち又は仕込づえ等の先端のとがった刃物(一般に工具として使用される小刀及びナイフを除く。)、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

貨幣等...貨幣、郵便切手その他の印紙類、有価証券、持参人払債券、株券又はその配当

券等と誤認されやすい物品

印章...名あて国の税関当局が使用している関税徴収済みの印章に類似する印章並びにこれを製作するために使用する原版及び道具類

富くじ...名あて国以外の国の富くじ券並びにその広告類及び当せん番号表。馬券

雑件...詐欺的な商品販売の宣伝記事を掲載した新聞その他の印刷物

たばこ...紙巻たばこ

肉...家きん類の肉

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

アルコール...アルコール類及びぶどう酒は、名あて国の税関当局の許可を得た企業により輸入される場合に限り許される。ただし、個人にあてた少量のアルコール類及びぶどう酒は、特別の許可を得ることなく、輸入が許される。

畜産物...マーガリン、バター、脂肪、肉その他の畜産物は、名あて国の農業省 (Ministere de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される(贈物小包として送付される柔らかい脂肪又は肉のかん詰を除く。)

薬品...薬剤師用の薬品は、名あて国の政府公認の機関にあてる場合に限り許される。ただし、原価が名あて国の貨幣で 100 クローネに相当する量を超えてはならない。

有害な物質...伝染病を伝えるおそれのある物質及び人間の健康に有害な物質は、名あて国の公認の機関にあてる場合を除き、名あて国の衛生取締当局の許可を得ていなければ許されない。

フィルム...フィルムは、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装には、堅固な木製の箱を使用すること。
- 郵便物及び送状には、「Films」と極めて明らかに記載した票符を1枚はり付けること。

雑件...その他の物品については、1.1.2 参照

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France (Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France (Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語

2. 速達.....取り扱わない。

3. 保険付書状.....取り扱う。

- (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
- (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照

4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局

5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。

6. 名あて国における保管期間.....15日

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

8. その他の特別な条件

- (1) 通常郵便物によりフランスにあてて商品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」(3)参照
- (2) 切手包有郵便物は、様式 CN22 の緑色の票符又は同じ様式の票符を付さなければならない。

- (3) 通信販売される商品の輸入に関しては、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」(5) 参照
- (4) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類..... 連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... フランス語又は英語

4. 速達..... 取り扱わない。

5. 保険付小包..... 取り扱う。

保険金額の最高限..... 3,475 SDR

6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱わない。

7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包..... 15 日

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 15 日

10. その他の特別な条件

(1) 税関告知書 CN23 には、内容品の種類、重量、価格、原産国、運送方、包装の性質、商標及び輸出番号等を明細に記載しなければならない。これに反するとき、小包は、その名あて国における通関が遅延するばかりでなく、差し押さえられることがある。

(2) 酒精飲料

ア ぶどうジュース、発酵中のぶどう果汁、新鮮なぶどうで作られたワイン、デザートワイン及

びミステルは、名あて国の定期公報(Journal Officiel)に発表される「輸入者へのお知らせ」(ぶどう酒消費流通協会(Institut des vins de consommation courante)の発行する輸入許可書の提示を含む)に規定する特別な条件を満たしている場合に限り、輸入を許される。

イ ただし、個人から個人へ送付する場合は、以下の分量まで輸入を許される。

(ア) 1リットルまで輸入を許されるもの

蒸留した飲料でアルコールを含有するもの、変性していないアルコール度80%以上のエチルアルコール、ぶどう酒又は強い酒から作られた食前酒、タフィア、日本酒又はこれに類似した飲料でアルコール度が22%を下回るもの、発泡したぶどう酒、デザートワイン

(イ) 2リットルまで輸入を許されるもの

無発泡性テーブルワイン

(3) 商品を包有する小包には、税関告知書 CN23 に送り状を添付しなければならない。アンドラあてに、アンドラ以外で製造された商品を送付する場合は、フランス国東ピレネー県が発行する特別の証明書を添付しなければならない。

(4) 商品を包有する小包は、名あて国の法律に定める手続きに付される。もっとも、商業上の目的を有することなく個人から個人にあてて発送される物品、無料で輸出する見本、返送する商品等を包有する小包は、この手続きが免除される。

(5) 通信販売される商品の郵便による輸入に関する通関手続

(あ) 「関税込み」で販売される商品の場合

- 通信販売会社は、フランスに居住し、かつ、税関当局が承認した代表者を指定しなければならない。
- 承認申請書は、通信販売会社(この場合には、フランスにいる自己の代表者の住所氏名を記載しなければならない。)又は、その代表者自身が税関当局 (Direction Generale des Douanes et Droits indirects) に提出する。
- 郵便物には、長さ8センチメートル、幅6センチメートルを超えない白色の票符で、かつ、明らかな文字で「Douanes Francaises-Ventes par correspondance-Procédure d'abonnement-Ne pas taxer」(「フランス税関 - 通信販売 - 租税一括払手続 - 課税不要」の意)の表示及び承認番号を有するものを貼り付けなければならない。
- 通信販売会社のフランスの代表者は、その会社からフランスの顧客にあてられた商品(カタログ及び宣伝印刷物を含む。)の通関につき特別の租税一括払手続を行う義務を有する。

(い) その他の商品の場合(関税込みで販売されるものではなく、また、フランスの取引先を指定していない場合)

- 郵便物には、長さ8センチメートル、幅6センチメートルを超えない青色の票符で、かつ、明らかな文字で「Douanes Francaises-Ventes par Correspondance」(「フランス税関 - 通信販売」の意)の表示を有するものを貼り付けなければならない。

(う) 通信販売される商品を包有する郵便物であって、必要な票符が貼り付けられていないものは、輸入を認められず、差出人に返送される。

(6) 小包の返送は航空路のみで行われる。配達不能となった場合の取扱い方に関し、差出し

の際に行うべき指示事項として、「最も経済的な線路」を指示した場合でも、「航空便」により返送される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域(アンドラ及びマイヨットを含む。ただし、海外領土は除く。)
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等.....郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 3通
 - (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 3通
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達を行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。(デジタルコード(ドアコード)情報が必要な集合住宅等の場合、受取人住所記載欄にデジタルコード(ドアコード)の記載がないと配達されない場合がある。)
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

印刷物...詐欺的な商品販売の宣伝記事を掲載した新聞その他の印刷物。名あて国以外の国の富くじ又は名あて国で禁止されている富くじに関する記事を掲載した新聞その他の印刷物

ライター...ボタンガス使用のライター

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医療上又は学術上の目的で発送される場合に限り許される。また、これらの書状の輸入には、名あて国の公衆衛生省麻薬局 (Bureau des stupefiants du Ministere de la sante publique et de la securite sociale) が発行する許可証の呈示を必要とする。これらの書状の交付は税関検査局において税関職員から前記の許可証の所持者に対し直接に行われる。

金地金...金地金(金塊、フランス又は外国の通貨、工業用の金、加工した金製品等)を包有する郵便物は、フランス銀行 (Banque de France) があらかじめ承認した輸入申告書を名あて国の税関当局に送付する場合に限り許される(少量の金しか含んでいない物品(めっきした製品、金銀モール類等)及び個人用の又は個人用でない珠玉で総重量が 500 グラムを超えないものを除く。)

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

爆発物等...爆発性、発火性又は危険性のある物質

弾薬...火薬、雷管、装薬した薬きょう

ライター...ボタンガス使用のライター

2.1.1.2 条件付許容物品

戦争用物資...名あて国の 1939 年 4 月 18 日付け政令並びに 1939 年 8 月 14 日付け政令及びその附属文書の指定する戦争用物資は、名あて国の国防省 (Ministere d'Etat charge de la defense nationale)、外務省 (Ministere des affaires etrangeres) 及び内務省 (Ministere de l'interieur) の承認に基づき税関局 (Direction generale des douanes) が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

模造の真珠...模造の真珠

ほ乳器...管付きのほ乳器。純ゴム製である旨の表示及び製造業者又は販売業者の商標のないおしゃぶり

サッカリン...サッカリンの錠剤

2.1.2.2 条件付許容物品

医薬品...医薬品は、次の名あて国の関係当局の発行する許可書を付している場合に限り許される。

- 一般の医薬品に関する関係当局

Agence du medicament 143 145, Boulevard Anatole France 93200 Saint Denis

- 生物学上(家畜用又は獣医用)のもの

Ministere charge de l'Agriculture Direction generale de l'Alimentation 175, rue du chevaleret 75013 Paris

- その他の生物学上のもの

Ministere charge de la sante et Direction Generale de la Sante 1 Place de Fontenay 75007 Paris

健康食品...健康、美容のための食品、飲料及びサプリメントは、Agence française de sécurité sanitaire des produits santé (A.F.S.S.A.P.S.)が発行する輸入ライセンス又は販売ライセンスの認証謄本を取得している場合に限り許される。

麻薬...名あて国の 1962 年 12 月 31 日付け政令のB表に掲げる麻薬及びこれらを調合して製造したものは次の条件を満たしている場合に限り許される。

- オレンジ色の地に黒色のインキで、差出人及び受取人の住所氏名並びに内容品の名称及び量を明記した票符を容易にとれないように容器又は外装にはり付けること。
- 別に黒色のインキで「Poison」(「毒物」の意)の文字を明らかに印刷したオレンジ色の帯紙を容器の外装のまわりに巻くこと。
- 名あて国の社会問題省の輸入許可証を添付すること。通関免状は、署名し、かつ、名あて地の市又は警察当局の証明書を付して、1か月以内に税関事務所に返送しなければならない。

避妊用物品...避妊用の物品、薬品、器具その他避妊的な性質を有するとみなされる物品は、名あて国の公衆衛生省の承認を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

雑件...生肉、生皮、羊の原毛、動物の毛

種ばれいしょ...アメリカ産の食用又は産業用の種ばれいしょ(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

食用の野菜、根及び塊茎...作物に有害な寄生虫に汚染された野菜、植物、根及び食用の塊茎(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)

2.1.3.2 条件付許容物品

みつばち、みつ等...みつばちは、名あて国の関係当局(Direction de la qualite)が特別の例外として認める場合に限り許される(輸入に際して職員に危害を与えず、かつ、内容品の検査を妨げるような箱に入れなければならない。)。みつ又はみつろうは、本邦の関係当局が発行した検疫証明書及び衛生上の検査の良好な結果が添付されている場合に限り許される(1キログラムを超えないみつで、販売を目的としないものを除く。)。天然のみつろう以外のみつろうは、少なくとも30分間100 の温度にさらした旨の証明書が添付されている場合に限り許される。

ひる...ひるは、輸入の際に検疫手続の対象とはならないが、沼地の土又は苔とともに布袋に入れなければならない、当該布袋は、干し草又はわらをつめた木製の箱又はかごに入れなければならない。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

果実...生鮮の柑橘類の果実、いちじく、りんご、梨、マルメロ、あんず、桃(ネクタリンを含む)、さくらんぼ、プラム、セイヨウスグリ(グズベリー)、クロスグリ(ブラックカーラント)、キイチゴ(ラズベリー)、または、ナシマルカイガラムシに害された国の生鮮の果実は、差出国の植物防疫所が発行する証明書を添付している場合に限り許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこの販売は、名あて国の関係当局が許可する場合に限り許される。また、個人からフランス国内の別の個人宛に商業的特性を有さない小包で発送されたたばこは、必要な税額を支払えば、許可証なしで数量の制限を受けずに輸入できる。

マッチ用材木...マッチ製造用の材木は、名あて国の関係当局にあてられるものでなければ許されない。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

偽りの表示を有する物品...名あて国で製造された旨の偽りの表示を有する物品。名あて国で製造されたものと誤認させやすい表示を有する物品

出版物...著作権侵害の出版物

計量器...名あて国で定めた単位以外を用いた計量器

雑件...詐欺的な商品販売に関係のある郵便物

ぶどう酒...名あて国以外の国で製造されたぶどう酒で、名あて国の1899年2月1日付け法律の規定する条件を満たしていないもの

かん詰...野菜、プラム又は魚のかん詰で、かんのふた又は底の中央及びそれ以外の1

箇所(なんらかの表示の施されている部分であってはならない。)に、ラテン文字で明らかに製造国名がうたれていないもの

アルコール...アルコール、アルコール分が45度以上のアニスを加えた酒精飲料。ビター、苦味剤、タール水、ゲンチアナ苦味剤及び1リットルにつき200グラムを超えない糖分を含有し、かつ、アルコール分が30度以上のこれらの類似品

富くじ...外国の富くじに関するもの

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...受取人の個人的消費にあてられることが明らかな場合を除き、すべての商品は、明らかなラテン文字で、かつ、容易に消えないように原産地証明印を押してなければ許されない。

ぶどう酒等...ぶどうジュース、ぶどう液及びぶどうで造ったすべての酒は、名あて国の関係機関が定める条件に適合している場合に限り許される。

工業製品等...工業製品、石油又は各種の鉱油は、あらかじめ名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン...粉末状の純良サッカリンは、名あて国の公衆衛生省が発行する許可証を添付している場合に限り許される。

複製物...書籍、新聞紙、冊子、印刷物等であって、活版、石版又は刻版によるそれらの複製物は、名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の検閲に付され、その結果によっては、返送されることがある。

書籍...名あて国で発行され、かつ、名あて国以外の国で印刷されたフランス語の書籍は、その書籍の表紙、裏面及び扉に名あて国の発行者又は販売者の記載が付され、かつ、その書籍の最終頁に印刷所が属する国の国名及びその印刷者の住所氏名が記載されている場合に限り許される。また、名あて国以外の国で発行され、かつ、印刷されたフランス語の書籍については、その書籍の表紙、裏面又は扉に発行者の住所氏名が記載されているもの限り、郵送が許される。

印刷用品...書籍その他の印刷物及び文字、絵画等を彫りこんである印刷用の物品は、名あて国の関係当局の検閲に付され、その結果によっては、返送されることがある。

計量器...計量器は、名あて国の計量器管理局 (Service des instruments de mesure) の許可を得ている場合に限り許される。

寒暖計等...体温計、酒精計、比重計及び寒暖計は、名あて国において検査に付され、その結果によっては、返送されることがある。

遺骨つば...遺骨つばは、ねじ又はボルトによって固く閉じられる金属性の箱に入れ、更に、1センチメートルを下らない厚さの木箱に納めなければならない。

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

キャッシュカード、クレジットカード、小切手その他の貨幣価値のあるもの

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照

29. ブルガリア

Bulgarie (Bulgaria)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならぬ。)。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....765 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(6)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Les Postes, bulgares SRL, Bureau central des reclamations, Dimo Hadjidimov 33, 1606 SOFIA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....20日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 通常郵便物によりブルガリアにあてて物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照
 - (2) 国際郵便料金受取人払業務の返信を行わない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....765 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bulgarian Sorting Center, Nova Vrajdebnae str, Kremikovski Raion 13, Chelopecheshko chaussee str 1900 Sofia, Bulgaria
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....20 日
例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....20 日
例外の場合.....30 日
10. その他の特別な条件
100 レフ以上の関税を課される物品を包有する郵便物は、輸入許可書の提示がある場合に限り許される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231 通及びインボイス 1 通

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ブルガリア語、ロシア語又はフランス語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

ミュージカル・カード...開くとメロディーが聞こえるミュージカル・カード

有害な書類等...内容が名あて国の法律及び慣習に違反し、また、名あて国に政治上又は経済上の損害をもたらすおそれのある書類、印刷物、陰画、写真、映画フィルム、レコード、録音テープ、原稿、図案、音楽帳及びこれらと類似のその他の物品。この種の郵便物については、受取人への配達及び差出元への返送を行わない。

中古の物品...中古の下着、ハンカチ類、衣類、はき物類、ふとんその他の寝具類。この種の物品を包有する郵便物は、差出人の費用で差出元へ返送される。

個人の使用に供される物品...個人的使用に供される物品(次に掲げる物を除く。)を包有する郵便物(贈物郵便物)で商社から発送するもの

- 輸入が認められている医薬品で、定められた期間内に使用され、かつ、無料で発送されるもの
- 海外に居住する者の委託により運送業者が発送するもの
- ブルガリア国籍の専門家又は使節の委託により商社が発送するもの

密閉した物品...内容品を見ることができない密閉した容器に入れた物品

不道徳な物品...武器、弾薬、猥褻な若しくは不道徳な物品又は禁止された若しくは未登録の団体若しくは組織に関連する宗教的な物品

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

郵便切手...消印した又は消印していない郵便切手及び切手収集に関するすべての物品を名あて国に居住する個人に送る場合には、当該個人の住所氏名を記載した紙片を郵便物に入れ、郵便物を名あて国の切手趣味の会 (Service philatelique postal) にあてて発送しなければならない。

医薬品...名あて国の保健省 (Ministere de la sante) の薬局方に掲げられていない医薬品は、同省の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、個人にあてて発送することができない。

- 麻薬及び麻薬を吸煙又は使用するためのパイプその他の器具
- ばらのエキス及びオリウム・ジェラニウム
- 印刷物、陰画、写真、フィルム、レコード、録音テープ、原稿、図案、音楽帳及びこれらと類似の物品で内容が名あて国の法律及び慣習に違反するもの(内容が名あて国の法律及び慣習に違反しないものは、個人的な使用に供することを条件に、1個限り発送することができる。)
- 商品見本
- 生産的及び商業的性質を有する物品
- すべての白兵(刀剣類の刃、さやなど)
- 生きた動物(鳩など)
- 強力、かつ、有毒な作用を有する化学物質

植物等...植物(種子を含む。)、球根、その他の農産物及び生の動物性製品は、植物検疫及び動物検疫を受けた場合に限り許される。

2. 小包郵便物

1. 参照

3. 国際スピード郵便物

1. 参照

20. ベラルーシ

Belarus (Belarus)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ロシア語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....900 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については、1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Inquiries Department EUR “Belpochta” Av. Nezalejnasti, 10, 220050
Minsk, Belarus
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. その他の特別な条件
送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... フランス語又は英語
4. 速達..... 取り扱わない。
5. 保険付小包..... 取り扱う。
保険金額の最高限..... 900 SDR
6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱う。
(あてべき官署)..... MINSK PI-3
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 30 日
例外の場合..... 60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合..... 30 日
例外の場合..... 60 日
10. その他の特別な条件
税関告知書 CN23 には、小包の総重量及び正味重量並びに包有品ごとの重量及び価格を明細に記載しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域..... 全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ..... 長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量..... 30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合..... 「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合..... 税関告知書 CN23 2 通及びインボイス

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ベラルーシ語、フランス語又は英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS Belarus

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

有害な物品...印刷物、印刷用原版、フィルム、写真、テープ、映画、ビデオカセット、ビデオディスク、原稿及びレコード並びにその他の録音物、図画及び美術品であって、名あて国に政治的若しくは経済的損害を与え又は同国の公序良俗に害を及ぼすおそれのあるもの

マイクロコンピュータ等...マイクロコンピュータ、いかなる種類の情報又は思想が入力されている周辺機器及び情報送信装置

有価証券等...名あて国又は 200 米ドル相当を超える名あて国以外の通貨、国債証券、富くじ券、個人あての小切手その他の有価証券

郵便切手...消印した又は消印していない郵便切手(名あて国の郵趣機関にあてるものを除く。)、通用力を有しない小切手及び通貨

麻薬...麻薬、向精神薬物質及びその前駆物質(医薬品になっている場合を含む。)、その他有毒物質。

化学製品...病原菌又は植物につく細菌の駆除の用に供される化学製品で人畜に有害なもの

青硫酸塩...青硫酸塩

たばこ、酒精飲料...たばこ、たばこ製品、すべての喫煙用の混合物。酒精飲料、エチルアルコール、アルコール製品。

動物製品...動物製品、肉製品、食用の臓器及びその加工品、家禽類及び動物用の餌

文化的価値のある物品...文化的価値のある物品

植物...すべての形態、状態の植物、種子

宝石...すべての形態、状態の宝石と天然ダイヤモンド。ただし、加工した装身具を除く。

武器、弾薬...武器、武器の部分品、弾薬。これらと同様の民間用の武器。

以下の物品については、個人使用の目的で送付することができない。商業目的で法人格の受取人にあてられ、また、受取人が名あて国の政府機関の許可を受けている場合には輸入が許される場合がある。

技術刊行物...機密情報の不法入手に関する技術刊行物

人間の臓器...人間の臓器又は部分。血液及び血液成分。

植物保護製品...2001年5月22日の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Bの規定の対象となる植物保護製品

漁網...水生生物資源を捕るための以下の用具

- 直径 0.5mm 未満の繊維と 100mm 未満の網目サイズ(網目の一辺の長さが 50mm 未満)であるナイロン又はその他ポリアミドの合成単繊維でできた手製又は機械製の漁網
- 直径 0.5mm 未満の繊維と 100mm 未満の網目サイズ(網目の一辺の長さが 50mm 未満)であるその他合成単繊維でできた手製又は機械製の漁網
- 電流を使って水生生物資源を捕獲するためのシステム又は装置

放射性物質

傷みやすい食料品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

1.1.2 条件付許容物品

科学出版物...科学的又は技術的な内容の刊行物は、図書館又は商社からの名あて国の図書館、国営施設、科学団体又は労働組合にあてて帯封で発送される場合に限り許される。

雑件...写真、鉛板、フィルム、写本、絵画、鋳型、自動録音盤及びこれらの製造用材料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

新聞、雑誌...書籍、新聞、雑誌、原稿その他の印刷物は、一部に限り許される(ただし、修正字句その他の印をつけたものは許されない。)

モードの下図...モードの下図は、衣服の製作又は販売を行う名あて国の国立の施設又は個人にあてて1部のみ送付する場合に限り許される。

版画、地図、楽譜...版画、地図及び楽譜は、一部に限り許される。

蚕...蚕は、名あて国において検疫に付され、その結果によっては、返送されることがある。

保険付書状...保険付書状は、内容品に関する簡単な記載以外の記載を手書した書類を包有することができない。

小さな図表...各種類の小さな図表(カード、付せん等)は各1部で、かつ、全体として10部を超えない場合に限り許される。

名あて国以外の通貨...名あて国以外の通貨は、200米ドル相当まで保険付書状として送付することができる。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...1.1.1 に掲げる物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

かん詰...かん詰を個人にあてて発送することは許されない。

動物製品...動物製品、肉製品、食用の臓器及びその加工品、家禽類及び動物用の餌
めん類...めん類

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生卵...生卵

生きた動物...生きた動物、鳥、みつばち、魚、精液、ふ化用の卵、は虫類、昆虫

動物製品...脂肪、牛乳、乳児食品、バター、チーズ、魚製品

羽毛...羽毛(スイスで製造されたものに限る。)

家禽の肉及びその製品...家禽の肉及びその製品(スイスで製造されたものに限る。)

豚肉及びその製品...豚肉及びその製品、豚の皮並びに豚の腸(ロシアで製造されたもの
に限る。)

家畜の飼料...家畜の飼料及びこれに添加するための物品(スイス又はロシアで製造され
たものに限る。)

ハンティングトロフィー...ハンティングトロフィー(ロシアで製造されたものに限る。)

はちみつ等...はちみつ、花粉、みつろう、みつぶさ

伝染性物質又は非伝染性物質...ワクチン、血清、興奮剤、培養菌、毒素、動植物の毒素
その他の伝染性物質又は非伝染性物質

綿花...綿花及び綿繊維

豚の飼育及び処理のための道具...豚をつなぎ、運び、食肉処理し又は豚の肉を切り分け
るために使用する全ての道具

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬...武器(猟銃を除く。)、武器の部分品、弾薬。これらと同様の民間用の武器。

2.1.4.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃は、名あて国の海外貿易省(Ministere du commerce exterieur)の許可を得て
いる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

チューインガム...チューインガム

雑件...その他の物品については、1.1.1 参照

2.1.6.2 条件付許容物品

支払手段...名あて国の通貨で振り出された小切手、振替証書、手形、信用状その他の支払手段は、次のいずれかに該当する場合に限り許される。

- (ア) 名あて国の大蔵省 (Ministere des finances) の許可を得ているもの
- (イ) 名あて国の海外貿易担当機関により振り出された手形
- (ウ) 名あて国の在外機関が名あて国の銀行及び貯蓄銀行の特別勘定に基づいて振り出した記名小切手及び支払指図書

雑件...その他の物品については、1.1.2 参照

3. 国際スピード郵便物

- 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

21. ベルギー

Belgique (Belgium)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、フランス語、オランダ語又はドイツ語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....到着の日の翌日から起算して1か月(希望により2か月)
7. その他の特別な条件
通常郵便物によりベルギーにあてて物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... フランス語、オランダ語又は英語
4. 速達..... 取り扱わない。
5. 保険付小包..... 取り扱う。
保険金額の最高限..... 4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱わない。
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 15 日
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関検査をできる限り早く正確に行うために、税関告知書 CN23 には、内容品の総重量、正味重量及び価格を明確に記載しなければならない。
 - (2) 輸入許可証、税金の控除、課税価格、消費税、付加価値税や罰則に関する事項は、名あて国の法的、行政的手続により決められている。なお、詳細については、名あて国税関に照会すること。
 - (3) 税関検査を迅速に行うために、税関告知書 CN23 には、関係のインボイスの写しを添付しなければならない。添付されていない場合、受取人に連絡がいく。ただし、次の場合には、インボイスの写しは必要としない。
 - (あ) 販売を目的としない物品。この場合には、税関告知書 CN23 に物品の処理名目(相続、贈与、託送品等)を記載した販売を目的としない旨の証明書を添付しなければならない。
 - (い) 各郵便物ごとの価格が 250 ユーロを超えない物品
 - (う) 商業的性質を有せず、価格が 375 ユーロを超えない個人あての少量の物品

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231 通(商品の価値が 300SDR を超える場合は税関告知書 CN232 通)。商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス 1 通。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚(商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス1通)
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達を行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS Belgique

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

催眠薬...催眠薬

雲母片、ガラス粉...郵便葉書又は印刷物として露出のまま差し出される絵葉書で、その外面に雲母片又はガラス粉が付着しているもの

公序良俗に反する物品...外部に公序良俗違反の記載を有する郵便物。好色新聞及び好色本並びにこれらに関する内容見本

富くじ...富くじ券及び富くじに関する回状、通知、広告等

郵便切手...模写郵便切手、模写郵便切手が外部にはり付けられた郵便物

避妊用物品...避妊用又は墮胎用の物品及びそれに関する広告

雑件...放射性物質、アプサント、黄りんマッチ

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の公衆衛生省 (Ministere de la sante publique) の

許可証が添付されている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

武器...武器(2.1.4.1の武器の項参照)

爆発物...爆発性の物質、弾薬

放射性物質...放射性物質

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

肉、脂肪等...単蹄類の家畜の肉(かん詰又はびん詰にしたものを含む。)、単蹄類の脂肪及びと殺くず

酒精飲料...アブサント及びアブサント入りのリキュール酒

下着、衣類ぼろぎれ...コレラ又はペストの発生している地方から送られる次の物品

(ア) 兵士又は船員の遺物

(イ) ぼろ布、ぼろくず、人造羊毛、新しい紙の切りくず、衣類、寝具、布製品。ただし次の物品は許される。

- 製糸工場、織物工場、洋服仕立又は漂白作業場から直送される新しい切りくず
- 流行病発生地域を通過した物品で、当該地域の税関当局により、ウイルスで汚染した物品と接触しなかったことが証明されたもの

マッチ...黄りんマッチ

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...医学上又は科学上の目的で送られるあへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

(ア) 名あて国の公衆衛生大臣発行の許可証が添付されていること

(イ) 小包の外部には、差出人及び受取人の住所氏名を記載し、更に、赤地に黒文字で「Ne peut etre dedouane qu'apres verification par un agent du service des stupefiants」(「麻薬取締官の検査後でなければ、通関を許さない。」の意)と印刷した票札がはり付けてあること。

(ウ) 品名を読みやすいように表示したガラス製、金属製又は変質しないプラスチック製の容器に入れ、容器には、票符(赤オレンジ色の地に黒色のインキでどくろの図と「Poison-Gift」の文字を極めて明らかに印刷したもの)が添付されていること

骨、動物性の粉等...次に掲げるもの及びそれらの混合物であって、そのまま又は加工して動物の飼料若しくは肥料にするものは、名あて国の税関の許可を得ている場合に限り許

される。

- 骨(ひいたもの及び粉を含む。)、肉粉、血粉、肝臓の粉、肺臓の粉、獣脂かすの粉及びこれらのかたまり。陸せいほ乳動物の肉、骨、脂肪又は血液で製造されたもの
- 魚粉(かたまりを含む。)及び干し魚
- 水せいほ乳動物又は家きんの肉、骨、脂肪又は血液で製造されたもの

乳製品...乳製品は、名あて国の関係当局 (Office national des debouches agricoles et horticoles) の検査に付され、その結果によっては、返送又は廃棄されることがある。

海産無脊椎動物...生で食用に供される海産無脊椎動物は、名あて国の公衆衛生省 (Ministere de la sante publique) が認めた機関の許可を得ている場合に限り許される。

肉、脂肪...肉、脂肪、と殺くず及びマーガリンその他の調製された食用脂肪は、名あて国の検査獣医の許可を得ている場合に限り許される。ただし、マーガリンについては、動物性脂肪を主成分とする場合にのみ許可が必要である。

白鉛...白鉛及び鉛合成品は、次の条件を満たす場合に限り発送することができる。

(ア) 名あて国の労働・社会保険省 (Ministere du travail et de la prevoyance sociale) 発行の運送許可証を名あて国の税関に提出すること。

(イ) 容器の外部には、販売者の名称(又はマーク)及び内容品の性質を明確に指示すること。

(ウ) 容器には、更に密閉装置(製造業者のマーク又は名称入りの封鉛又は封印)を施すこと。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

コック・デュ・ルヴァンコック・デュ・ルヴァン (Coque du levant)(魚を酔わせる密猟用の植物の実)(ただし、薬剤師に売られるもので、売主の送り状が添付されているものは、許される。)

有毒物...商業用又は工業用以外の用途の有毒物及びアニリン製造に伴うひ素の残し。

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

鳥、魚等...鳥類(卵を含む。)並びに魚類及びそれらの捕獲用具の輸入には各種の制限があるので、差出人は、発送に先立ち、あらかじめ名あて国の関係当局 (Ministere de l'agriculture, Administration des eaux et forets) から必要な情報を入手すること。

血液、血清...動物の血液及び血清は、研究所の使用にあて、かつ、日本の関係当局が発行する原産地証明書及び検疫証明書がある場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...武器は、次の4種類に分類される。

(ア) 禁止物品

爆弾及びりゅう弾、短刀、短刀の形をしたナイフ、仕込み杖、ステッキ銃、斧、折りたたみ銃(銃口の内径が16ミリメートル以上で施条されていないもの)、ロケット弾丸(ペン軸、万年筆、かぎ、小刀等の形をしたもの)、すべての攻撃用隠し武器(防ぎょ用武器又は軍用兵器とみなされないもの)

(イ) 防ぎょ用武器

ピストル、自動ピストル、ロケット弾発射用ピストル、こん棒、猟銃、ピストル等の弾丸を発射し得る記号銃及び信号ピストル防ぎょ用武器は次の者にあてる場合に限り郵送することができる。

(一) 兵器製造業者、兵器商人及び兵器工。ただし、受取人は、製造工場、商店又は作業場所在地の市町村当局が発行する職業証明書を提出することを要求される。

(二) 入手許可書を有する者

(三) 名あて国において、武器の購入又は所持があらかじめ許可されており、その許可書を提出して名あて国に帰国する者

(ウ) 軍用武器

軍隊の兵器としてのみ用いられる施錠された銃及び銃剣

軍用武器は、次の者にあてる場合に限り許される。ただし、銃剣については、特別の規制がない。

(一) 前記(イ)の(一)に掲げる者

(二) 武器保有許可書を有する者

(三) 名あて国において武器の所持があらかじめ許可されており、その許可書を提出して、名あて国に帰国する者

(エ) 狩猟用又はスポーツ用武器

前記(ア)、(イ)、(ウ)に掲げる武器以外の武器については、なんらの規制もない。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

良俗に反する物品及び避妊用物品...良俗に反する絵及び物品。墮胎用の薬品及び器具、良俗に反するパンフレット、書類、図及び絵。ベルギー王室、外国の主権若しくは首長又はベルギー駐在の外交代表を侮辱する性質の著作物、印刷物、絵若しくはバッジ。避妊を奨励するか又は避妊の方法を記載した書類

新聞等...公安を害する性質の新聞、定期刊行物その他の物品

貨幣、手形等...偽造した硬貨及び銀行券、青銅、銅又はニッケル製の貨幣で名あて国の法定通貨でないもの(収集のために見本として送られる古い貨幣を除く。)

リチウム電池

インクカートリッジ又はトナーカートリッジ...空のインクカートリッジ及び空のレーザートナーカートリッジ

雑件...原産地がベルギーと誤認されやすい記載を有する物品

2.1.6.2 条件付許容物品

支払手段...名あて国の貨幣単位で金額が表示されている支払手段は、書留書状又は保険付書状として発送された場合に限り許される。

こっとう品、じゅうたん...100年以上前のこっとう品及び手製の羊毛又は細い毛のじゅうたんは、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

136. ポーランド

Pologne (Poland)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、ポーランド語、フランス語、ドイツ語又はロシア語。
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署)..... Centre des services postaux, Poste Polonaise, Services internationaux ul.Krolewska 1, 00 946 WARSZAWA, POLAND
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....14 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ポーランド語、ドイツ語、フランス語、ロシア語又は英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....名あて地の事情により小包又は到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Regie centrale de la Poste Polonaise, kiego 2, 00-940 WARSZAWA, REP. DE POLOGNE
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....2 週間
例外の場合.....8 週間
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....2 週間
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、内容品の正確な名称、正味重量及び総重量、商品の差出国名、その種別及び種類ごとの価格を記載しなければならない。
 - (2) 個人でない者(会社、団体等)にあてられた商品及び数量等から受取人又はその家族の個人的利用に供されるものと認められない免税扱いの商品については、輸入許可証が必要である。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

- (2) 重量.....20 キログラム
- 3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231 通。商業利用の場合、さらにインボイス。
- 4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
- 5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
- 6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
- 7. 国際スピード郵便の名称.....POCZTEX

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

雑件...2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1.1 禁止物品

武器、弾薬等...銃砲、弾薬、爆発物

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

古着...不潔な古着(不潔な古着を包有した郵便物は、名あて国の関係当局の指示により処分され、差出元には返送されない。)

牛肉...牛肉製品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...輸入計画の枠外で輸入される麻薬は受取人が名あて国の衛生大臣 (Ministre de la sante) の輸入許可証を得ている場合に限り許される。

有毒物...有毒物及び有毒物を含有し、かつ、消毒用、駆そ用、害虫駆除用その他工業以外の用に供される混合物は、名あて国の関係当局の輸入許可証がある場合に限り許される。

遺骨つば...遺骨つばは埋葬地の町会の輸入許可証がある場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

病気の動物等...病気の又はその疑いのある動物、動物の死がい、動物の部分及び動物製品

おうむ...おうむ

2.1.3.2 条件付許容物品

生きた動物...生きた動物で本邦の発行した検疫証明書の添付されていないものは、獣医の行う検査の結果、伝染病にかかっていないことが判明した場合に限り許される。

動物製品等...生の動物製品(臓物、羊毛、ひづめ等)、中古の馬具、その他動物と接触のあった物品は、受取人が名あて国の農林大臣 (Ministre de l'agriculture) の輸入許可証を得ている場合に限り許される。

肉製品、乳製品...肉、肉製品、乳・乳製品は、差出国の検疫証明書がある場合に限り許される(2.1.2.1『牛肉』の項に掲げるものを除く。)

なお、医療で使用される幼児用の粉ミルク、幼児用の食料等であって、冷蔵保存の必要がなく、製品として完全に包装されたものである場合は、検疫証明書を必要としない。

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

貨幣...名あて国で流通する貨幣

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

送信機...送信機及びその部品は、名あて国の関係大臣 (Ministre du commerce exterieur) の輸入許可書がある場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照



25 の 2 ボスニア・ヘルツェゴビナ

Bosnie-Herzegovine

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、フランス語又はボスニア語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
個人にあてた通常郵便物を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ボスニア語又は英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....4,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....名あて交換局

7. 小包の配達方法.....窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....15 日

例外の場合.....15 日

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1 か月

10. その他の特別な条件

個人にあてた郵便物について次のことが要求される。

(あ) 旅行に必要な身の回り品を包有する郵便物の差出人は、税関告知書 CN23 にその旨記載すること。

(い) 国際的なスポーツ又はその他の行事で獲得した物品を包有する郵便物の差出人は、税関告知書 CN23 にその旨記載すること。

(う) 薬物及び整形外科用又は治療用の器具を包有する郵便物には、処方せん又はこれらの器具を使用する必要性を認める医療機関の証明書を添付すること。

(え) 名あて国の法律に従って、文化、芸術、音楽、演劇、彫刻等の活動をする権限を与えられた個人にあてた、このような活動に必要な物品を包有する郵便物の差出人は、当該郵便物がこれらの物品の輸入を認められた個人にあてたものであることを税関告知書 CN23 に正確に記載すること。

(お) 名あて国の法令又は国際的契約により特権を与えられた物品を包有する郵便物の差出人は、その輸入の根拠を税関告知書 CN23 に記載すること。

(か) 1 個の郵便物につき、その金額が 50 ボスニアヘルツェゴビナマルクを超えない物品を包有する郵便物の差出人は、その価格を記載した送り状 1 通を当該郵便物に挿入すること。

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

富くじ...名あて国以外の国の富くじの券、広告その他の物品
金属札...名あて国の硬貨に酷似した金属札

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

印刷物...名あて国において有料又は無料で配布する目的をもって、印刷物を発送することは、許されない。名あて国において、この種の印刷物を受け取ることが許されているのは、次の2書籍店のみである。

- 1) Jugoslovenska Kniga, Beograd
- 2) Gradsko preduzece za rasturanje stampeu Beogradu, Beograd

武器、弾薬...武器及びその部品並びに弾薬
貨幣...名あて国の貨幣

2.1.1.2 条件付許容物品

電話機、電信機...電話機及び無線電信機は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

地図...地図は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

猟銃...猟銃及びその弾薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

エッセンス...人工の酒精飲料製造用のエッセンス
墮胎薬...墮胎用の薬品
軍服...名あて国以外の国の軍服

食器...鉛の含有量が10パーセント以上の食器

酒精飲料...硫酸を含有する酒精飲料

酵母...石こう、白墨、サッカリンその他の有害な物質を含有する酵母。効力を有しない酵母

食料品...硫酸の含有量が0.035パーセント以上の食料品

肉、乳製品...肉製品、牛乳及びその他乳製品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で名あて国の公認の施設にあてて発送された場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合又は研究上の目的で名あて国の公認の施設にあてて発送された場合に限り許される。もっとも、人体用の血清、獣医用のワクチン及び肝臓ジストマ病の治療薬に対しては、この制限は、適用されない。

毒物、酢酸...毒物及び酢酸は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

蚕種...蚕種

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

雑件...巻たばこ用の紙、原産地を偽って表示した物品

コーヒー...個人にあてられた郵便物1個につき5キログラムを超えるコーヒー

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

相続品等...海外で相続した物品及び国家間で締結された契約に基づき供給された物品は、その契約に従って輸入される場合に限り許される。

職業用物品...個人であって、知的職業に従事している者にあてられた当該職業のために用いる物品(器具、再生品、部品)は、特別の条件に適合している場合に限り許される。

185. 北方諸島 (歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、ロシア語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....平面路 680 SDR 航空路 653 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
通常郵便物により個人的使用に供される物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ1.05メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語、アルメニア語、英語又はロシア語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....平面路 21 SDR、 航空路 653 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Bureau central des reclamations, 113 105 MOSCOU-105

7. 小包の配達方法.....

8. 普通小包に対する受取通知.....

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 1 か月

例外の場合.....

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 1 か月

10. その他の特別な条件

(1) 税関告知書 CN23 には、小包の総重量及び正味重量並びに包有品ごとの重量及び価格を明細に記載しなければならない。

(2) 個人的使用に供される物品を包有する小包は、次の条件を具備するときに限り、輸入許可書なしに輸入を許される。

(あ) 内容品は、次に掲げる品目に該当し、かつ、それぞれ右に掲げる数量を超えてはならない。

体温計、眼鏡用レンズ、眼鏡及び眼鏡の縁、義肢、義眼の補整器、整形外科用のコルセット、補聴器..... 1 個

手助器具.....種類ごとに 1 個

写真用品(フィルムを除く。).....種類ごとに 1 個又は 1 組

コーヒー、ココア、キクチサ..... 2 キログラム

茶..... 200 グラム

香辛料..... 100 グラム

食料品.....小包郵便物について定められた重量の範囲内で、かつ、各種類について 2 キ

ログラムを超えないこと

たばこ(葉を除く。).....1キログラム

外とう、洋服、背広、スカート、ズボン、コート.....各1着

ワイシャツ及びブラウス.....各1枚

下着類.....3組

シーツ、テーブルクロス.....各2枚

くつ下.....種類ごとに6足

帽子(ショールを含む。).....種類ごとに1個

日除け、カーテン.....各3組

各種類の手袋.....1組

手提げカバン、ハンドバッグ.....各1個

小間物.....種類ごとに2個又は1組

はき物.....2足

食器類.....5キログラム

各種類の香水及び化粧品.....500グラム又は1組

石けん及び洗濯用品.....2キログラム

家庭用品(電気器具を含む。).....種類ごとに1個

印刷物(書籍、定期刊行物)、原稿等.....各1部

各種類の小さな図表(カード、付せん等).....各1部、ただし、全体として10部を超えないこと

各種類のレコード.....異なる種類で12枚

楽器(弦楽器及び管楽器).....1個

狩猟及びスポーツ用品(狩猟用及びスポーツ用の銃砲刀剣類並びにその弾薬を除く。).....種類ごとに1個又は1組

がん具、クリスマスツリー用の装飾品.....種類ごとに2個又は1組

事務用品及び文房具.....種類ごとに1個又は1組

安価な鉛筆、ペン等.....5本又は1組

銀製、金製又は白金製の物品.....小包郵便物の重量の限度内

プラスチック製品(窓用カーテン、日除け、ナプキン等).....500グラム

(い) 内容品が(あ)に掲げる数量を超えるときは、受取人は、超過した数量につき2倍の関税が課され、また内容品が制限数量の2倍を超える場合は、当該小包は、差出国に返送される。

(う) 小包には次の物品を包有してはならない。

銃砲、弾薬、携帯武器、刀身、さや、あへん、インド大麻、モルヒネ、コカインその他の麻薬及びそれらの使用に要する器具、公序良俗に反する物品、印刷物、印刷原版、陰画、写真、絵画、原稿、レコード、図表等であって名あて国の政治又は経済に悪影響を及ぼすもの、軍国主義的がん具(ピストル等)又は軍国主義的銃砲の形態を有するがん具、名あて国又は外国の手形、債券及び富くじ券、特定の人にあてられた小切手その他の有

価証券、消印した又は消印していない郵便切手及び郵便切手のコレクション、種子、動物性原料、酒精飲料、死滅しやすい又は変敗しやすい製品、ガラスの容器又は密閉された容器に入れられた食料品及び飲料(かん詰等)、栽培用に利用され得るいたんでいないいんげん豆、空豆、えんどう及びけしの種子、医薬品、ビタミン剤及びチューインガム、中古の衣料品(下着、服、はき物)、布地及びプラスチック製品、各種類の糸、カメラ、時計、電波及びテレビの受信機、テープレコーダー及びそれらの予備部品、現像した又は現像しない映画フィルム及び写真用フィルム、録音した又は録音しないテープ、各種類の磁気バンド、肉及び肉製品、生卵、鳥の羽毛、ファッションカタログ、宗教的性質を有する文学作品及び造形美術作品、めん類、生き物、動物性製品、魚製品、はちみつ、みつろう、みつぶさ及び生物学上の製品

- (3) 商社から発送される小包及び(2)の(あ)に掲げる物品以外の物品を包有する小包には、旧ソヴィエト連邦の海外通商省又は本邦にある旧ソヴィエト連邦の担当機関が発行する輸入許可書を添付しなければならない。
- (4) 国立の施設、協同組合、学校等にあてた市価を有しない見本を包有する小包には、輸入許可書を要しない。ただし、内容品が市価を有するときは、(3)に掲げる輸入許可書及び送り状を添付しなければならない。
- (5) 原産地証明書、検疫証明書等を小包に添付する場合には、それらの書類は、本邦にある旧ソヴィエト連邦の関係機関の査証を受けなければならない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

有害な物品...印刷物、印刷用原版、フィルム、写真、テープ、映画、ビデオカセット、ビデオディスク、原稿及びレコード並びにその他の録音物、図画及び美術品であって、名あて国に政治的若しくは経済的損害を与え又は同国の公序良俗に害を及ぼすおそれのあるもの

マイクロコンピュータ等...マイクロコンピュータ、いかなる種類の情報又は思想が入力されている周辺機器及び情報送信装置

有価証券等...名あて国又は名あて国以外の通貨、国債証券、富くじ券、個人あての小切手その他の有価証券

郵便切手...消印した又は消印していない郵便切手(名あて国の郵趣機関にあてるものを除く。)、通用力を有しない小切手及び通貨

麻薬...麻薬及び向精神剤並びにあへん又は大麻の吸煙用の器具(名あて国の関係当局(Comite permanent du controle des narcotiques)の特別の許可のある場合を除く。)

化学製品...病原菌又は植物につく細菌の駆除の用に供される化学製品で人畜に有害な

もの

青硫酸塩...青硫酸塩

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

1.1.2 条件付許容物品

科学出版物...科学的又は技術的な内容の刊行物は、図書館又は商社からの名あて国の図書館、国営施設、科学団体又は労働組合にあてて帯封で発送される場合に限り許される。

雑件...写真、鉛板、フィルム、写本、絵画、鋳型、自動録音盤及びこれらの製造用材料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

新聞、雑誌...書籍、新聞、雑誌、原稿その他の印刷物は、一部に限り許される(ただし、修正字句その他の印をつけたものは許されない。)

モードの下図...モードの下図は、衣服の製作又は販売を行う名あて国の国立の施設又は個人にあてて1部のみ送付する場合に限り許される。

版画、地図、楽譜...版画、地図及び楽譜は、一部に限り許される。

蚕...蚕は、名あて国において検疫に付され、その結果によっては、返送されることがある。

保険付書状...保険付書状は、内容品に関する簡単な記載以外の記載を手書した書類を包有することができない。

小さな図表...各種類の小さな図表(カード、付せん等)は各1部で、かつ、全体として10部を超えない場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...1.1.1 に掲げる物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

かん詰...かん詰を個人にあてて発送することは許されない。

生肉、肉製品...生肉及び肉製品を発送することは許されない。それらを包有する郵便物は、差出人に返送されず、名あて国の関係当局の指示に従って処分される。

めん類...めん類

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生卵...生卵

植物...植物については昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき

植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

生きた動物...生きた動物、鳥、みつばち、魚、精液、ふ化用の卵、は虫類、昆虫

動物製品...脂肪、牛乳、乳児食品、バター、チーズ、魚製品

はちみつ等...はちみつ、花粉、みつろう、みつぶさ

伝染性物質又は非伝染性物質...ワクチン、血清、興奮剤、培養菌、毒素、動植物の毒素
その他の伝染性物質又は非伝染性物質

綿花...綿花及び綿繊維

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬...武器(猟銃を除く。)、武器の部分品、弾薬

2.1.4.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃は、名あて国の海外貿易省(Ministere du commerce exterieur)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

チューインガム...チューインガム

雑件...その他の物品については、1.1.1 参照

2.1.6.2 条件付許容物品

支払手段...名あて国の通貨で振り出された小切手、振替証書、手形、信用状その他の支払手段は、次のいずれかに該当する場合に限り許される。

(ア) 名あて国の大蔵省(Ministere des finances)の許可を得ているもの

(イ) 名あて国の海外貿易担当機関により振り出された手形

(ウ) 名あて国の在外機関が名あて国の銀行及び貯蓄銀行の特別勘定に基づいて振り出した記名小切手及び支払指図書

雑件...その他の物品については、1.1.2 参照

137. ポルトガル

Portugal

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、ポルトガル語又はフランス語

2. 速達.....取り扱う(航空郵便物に限る)。

3. 保険付書状.....取り扱う。

- (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
- (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照

4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署)..... Centro Tratamento Correio Lisboa-CTCL, ReclamaCOes
Correspondencias, Av Marechal Gomes da Costa 13,
1849-001 LISBOA

5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。

6. 名あて国における保管期間.....7日(留置郵便物については、1か月)

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

8. その他の特別な条件

- (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
- (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

- (1) 大きさ及び重量の最高限
(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、ポルトガル語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15日
例外の場合.....30日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....30日
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包の差出国以外の国で生産された物品を包有する小包には、物品の原産国の商業会議所によって査証された商業送り状を添付しなければならない。
 - (2) 配達不能となつた場合の取扱い方に関し、差出しの際に行うべき指示事項として、「最も経済的な線路」を指示した場合でも、「航空便」により返送又は転送される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23、さらに見積りインボイス (Proforma invoice) 又は商業インボイス (Commercial invoice) 2通。
(編集註 : 「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ポルトガル語又はフランス語

6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う。
- (2) 私書箱への配達.....行わない。
- (3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....EMS-Express Mail

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

富くじ...名あて国以外の国又は名あて国の海外領土の富くじに関する物品

たばこ...たばこ

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で、保険付書状により送付され、かつ、事前に名あて国の関係当局(Direcção Geral de Saúde)の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する写真、映画フィルム、絵画、著作物その他の物品

ブタンガス...ブタンガスを充てんしたライター、ブタンガス

2.1.1.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国で定める条件を満たしている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

サッカリン...サッカリン及びこれと類似の物品、サッカリン又はこれと類似の物品を含有する食料品

有毒な食料品...公衆衛生上有害な食料品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

2.1.2.2 条件付許容物品

血清等...血清、ワクチン及びこれらと類似の物品

医薬品...医薬品は、名あて国の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

特許薬...特許薬は、包装及び票符に、ポルトガル語により、製造者の代表者の氏名、薬品の成分及び市価が表示されていなければならない。成分の明らかでない特許薬は、名あて国の衛生庁 (Direcção Geral de Saúde) の許可を得ている場合に限り許される。

食料品...次に掲げる物品は、名あて国において衛生検査に付される。

生、塩漬け又はくん製の肉。牛乳。バター。マーガリン。生、塩漬け又はくん製の魚

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

ヒヤシンス...水生ヒヤシンス

2.1.3.2 条件付許容物品

雑件...家畜の伝染病が流行している地域から発送された動物性の物品は、名あて国において検査に付され、その結果によっては、返送又は廃棄されることがある。

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

富くじ...名あて国以外の国又は名あて国以外の海外領土の富くじに関する物品
レットル...郵便切手と誤認されやすいレットル

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

エキス...ぶどう酒製造用のエキス

商標偽造物品...名あて国の法令に違反する商標をつけた物品

著作権侵害の物品...名あて国の著作権法に違反する物品

ブタンガス...ブタンガスを充てんしたライター、ブタンガス

リチウム電池

雑件...催涙銃、催涙弾、毒性又は催涙性のある物質、皮膚に有害な刺激を与える物質

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

101-2 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 Ancien Republique Yugoslave de Macedonie (Former Yugoslav Republic of Macedonia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....マケドニア語、英語又はフランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,633 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....office of exchange, 1003 skopje
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....5 日(留置郵便物については、30 日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部及び郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....1,633 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....OE 1004 Skopje, Nikola Karev str.n.n, 1000 Skopje, Republic of Macedonia
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....-
10. その他の特別な条件
個人にあてた郵便物について次のことが要求される。
 - (あ) 旅行に必要な身の回り品を包有する郵便物の差出人は、税関告知書 CN23 にその旨記載すること。
 - (い) 国際的なスポーツ又はその他の行事で獲得した物品を包有する郵便物の差出人は、税関告知書 CN23 にその旨記載すること。
 - (う) 薬物及び整形外科用又は治療用の器具を包有する郵便物には、処方せん又はこれらの器具を使用する必要性を認める医療機関の証明書を添付すること。
 - (え) 名あて国の法律に従って、文化、芸術、音楽、演劇、彫刻等の活動をする権限を与えられた個人にあてた、このような活動に必要な物品を包有する郵便物の差出人は、当該郵便物がこれらの物品の輸入を認められた個人にあてたものであることを税関告知書 CN23 に正確に記載すること。
 - (お) 1 個の郵便物につき、その金額が 1,500 ディナールを超えない物品を包有する郵便物の差出人は、その価格を記載した送り状 1 通を当該郵便物に挿入すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限

- (1)大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さ+最大の横周 = 2 メートル
- (2)重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1)業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2)その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231 通及びインボイス 1 通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....マケドニア語、英語またはフランス語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1)あて所への配達.....行う。
 - (2)私書箱への配達.....行う。
 - (3)窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

富くじ...名あて国以外の国の富くじの券、広告その他の物品

金属札...名あて国の硬貨に酷似した金属札

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

印刷物...名あて国において有料又は無料で配布する目的をもって、印刷物を発送するこ

とは、許されない。名あて国において、この種の印刷物を受け取ることを許されているのは、次の2書籍店のみである。

- 1) Jugoslovenska Kniga, Beograd
- 2) Gradsko preduzece za rasturanje stampeu Beogradu, Beograd
武器、弾薬...武器及びその部品並びに弾薬
貨幣...名あて国の貨幣

2.1.1.2 条件付許容物品

電話機、電信機...電話機及び無線電信機は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

地図...地図は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

猟銃...猟銃及びその弾薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

エッセンス...人工の酒精飲料製造用のエッセンス

墮胎薬...墮胎用の薬品

軍服...名あて国以外の国の軍服

食器...鉛の含有量が10パーセント以上の食器

酒精飲料...硫酸を含有する酒精飲料

酵母...石こう、白墨、サッカリンその他の有害な物質を含有する酵母。効力を有しない酵母

食料品...硫酸の含有量が0.035パーセント以上の食料品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で名あて国の公認の施設にあてて発送された場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合又は研究上の目的で名あて国の公認の施設にあてて発送された場合に限り許される。もっとも、人体用の血清、獣医用のワクチン及び肝臓ジストマ病の治療薬に対しては、この制限は、適用されない。

毒物、酢酸...毒物及び酢酸は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の現由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

蚕種...蚕種

植物...植物については昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

雑件...巻たばこ用の紙、原産地を偽って表示した物品

コーヒー...個人にあてられた郵便物1個につき5キログラムを超えるコーヒー

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

相続品等...海外で相続した物品及び国家間で締結された契約に基づき供給された物品は、その契約に従って輸入される場合に限り許される。

職業用物品...個人であって、知的職業に従事している者にあてられた当該職業のために用いる物品(器具、再生品、部品)は、特別の条件に適合している場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2.小包郵便物参照

107. マルタ

Malte (Malta)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語又はフランス語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……Outside Services, Maltapost plc, 301 Qormi Road, MARSASIDA GPO 01
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱う。
6. 名あて国における保管期間……1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋の外部
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種別
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは異なる方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは異なる方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語
4. 速達……取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……小包
5. 保険付小包……取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……Malta Post p.l.c.305, Triq Hal-Qormi, Marsa MTP 1001, MALTA
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包……3 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包……2～3 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2 枚(商品の場合は、さらにインボイス 1 通)
5. 配達日……月曜～土曜(祝日の配達を行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
7. 国際スピード郵便の名称……EMS Datapost

禁制品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

- 富くじ…富くじ券及び富くじに関する文書
- 貴重品…硬貨、白金、金、銀、宝石その他の貴重品
- 書留書状…銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手及び珠玉を包有する書留書状
- 雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- ブラシ…ひげそり用ブラシ
- 避妊用品等…避妊用又は墮胎用の物品
- 飛び出しナイフ…飛び出しナイフ

2.1.2.2 条件付許容物品

- 麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官の許可を得ている場合に限り許される。
- 雑件…伝染病の発生している地方から発送された物品は、名あて地の関係当局の許可がある場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

- ぶどう…ぶどうの株(1年生のつる及び種子を除く。)。ただし、ぶどうの生果実は名あて国の関係当局の輸入許可証のある場合に限り許される。
- トマトの苗等…トマトの苗、果樹(その生果実を除く。)、ばら、装飾用の草木
- 生きた害虫等…生きた害虫、植物の病菌、バクテリアの培養基、菌類及びその他の有害な又は病気を保有する生物
- ばれいしょ、生野菜…食用のばれいしょ、植付け用のばれいしょ及び生野菜(空豆、葉を切りとったにんじん、キャベツ、かぼちゃ、なす、玉ねぎ、ねぎ、にんにくを除く。)

2.1.3.2 条件付許容物品

- 蚕種…蚕種は、適当な包装を施さなければ許されない。
- ばれいしょ…ばれいしょは、原産地証明書及び検疫済証明書が添付されていなければ許

されない。

- かんきつ類…かんきつ類の果実は、検疫証明書が添付されていない場合は許されない。
- スツラ…スツラ(sulla)の種子は、収穫後 12 か月以上を経ていることを証明する書類が添付されていない場合は許されない。
- 植物…2.1.3.1 に掲げたものを除き、すべての植物及びその部分は検疫済証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 弾薬マッパ…携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッパ

2.1.4.2 条件付許容物品

- 武器…武器は、名あて地の警察当局の許可がなければ許されない。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 良俗に反する物品…良俗に反する印刷物、絵画、写真、書籍その他の物品
- セルロイド…揮発性物質を完全に除去していないセルロイド、原料セルロイド、液状のセルロイド、包装の不完全なセルロイド及びセルロイド製品
- リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

113. モナコ

Monaco

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,475SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15日
例外の場合.....1か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、内容品の種類、重量、価格、原産国、運送方、包装の性質、商標及び輸出番号等を明細に記載しなければならない。これに反するとき、小包は、その名あて国における通関が遅延するばかりでなく、差し押さえられることがある。
 - (2) ぶどう酒醸造用の物質又はアルコール製品を包有する小包には、名あて国の農務省 (Ministere de l'agriculture) が発行する特別の証明書を添付しなければならない。
 - (3) 商品を包有する小包には、税関告知書 CN23 に送り状を添付しなければならない。アンドラあてに、アンドラ以外で製造された商品を送付する場合は、フランス国東ピレネー県が発行する特別の証明書を添付しなければならない。
 - (4) 商品を包有する小包は、名あて国の法律に定める手続きに付される。もっとも、商業上の目的を有することなく個人から個人にあてて発送される物品、無料で輸出する見本、返送する商品等を包有する小包は、この手続きが免除される。
 - (5) 通信販売される商品の郵便による輸入に関する通関手続
 - (あ) 「関税込み」で販売される商品の場合
 - 通信販売会社は、フランスに居住し、かつ、税関当局が承認した代表者を指定しなければならない。
 - 承認申請書は、通信販売会社(この場合には、フランスにいる自己の代表者の住所氏

名を記載しなければならない。)又は、その代表者自身が税関当局 (Direction Generale des Douanes et Droits indirects) に提出する。

- 郵便物には、長さ8センチメートル、幅6センチメートルを超えない白色の票符で、かつ、明らかな文字で「Douanes Francaises-Ventes par correspondance-ProcEDURE d'abonnement-Ne pas taxer」(「フランス税関 - 通信販売 - 租税一括払手続 - 課税不要」の意)の表示及び承認番号を有するものをはり付けなければならない。
- 通信販売会社のフランスの代表者は、その会社からフランスの顧客にあてられた商品(カタログ及び宣伝印刷物を含む。)の通関につき特別の租税一括払手続を行う義務を有する。

(い) その他の商品の場合(関税込みで販売されるものではなく、また、フランスの取引先を指定していない場合)

- 郵便物には、長さ8センチメートル、幅6センチメートルを超えない青色の票符で、かつ、明らかな文字で「Douanes Francaises-Ventes par Correspondance」(「フランス税関 - 通信販売」の意)の表示を有するものをはり付けなければならない。

(う) 通信販売される商品を包有する郵便物であって、必要な票符がはり付けられていないものは、輸入を認められず、差出人に返送される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さ以外以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
- (2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等.....郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
- (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)3通
- (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 3通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダ

ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。))

4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

富くじ...名あて国で禁止されている富くじに関する印刷物

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、1925年2月19日にジュネーヴで調印された第二阿片会議条約の規定に違反していない場合に限り許される。

貴重品...金製品、有価証券、債券証書又は各種の支払手段(貨幣、銀行券、小切手、為替手形等を含む。)を包有する郵便物は、フランスの税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

火薬等...火薬、雷管、装薬した薬きょう、戦争用の資材

セルロイド...原料セルロイド、セルロイドのくず、セルロイド製フィルムのくず

2.1.1.2 条件付許容物品

武器...狩猟用銃器を含む商業用武器は、受取人があらかじめ名あて国の関係当局の許

可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

医薬品...名あて国の薬局方に掲げられていない医薬品で、その容器及び外装に、名称、原料及び製造業者の住所氏名の表示のないもの

避妊用物品...避妊用の物品

ほ乳器...純ゴム製である旨の表示及び製造業者又は販売業者の商標を有しないおしゃぶり。管つきのほ乳器

2.1.2.2 条件付許容物品

血清等...血清、ワクチン、ウイルス及びこれらと類似の物品は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- オレンジ色の地に黒色のインキで差出人及び受取人の住所氏名並びに内容品の名称及び量を明記した票符を容易にとれないように容器又は外装にはり付けること。
- 別に、黒色のインキで「Poison」(「毒物」の意)の文字を明らかに印刷したオレンジ色の帯紙を容器又は外装のまわりに巻くこと。
- 名あて国の関係当局の発行する輸入許可書を添付すること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

マッチ用材木...マッチ製造用の材木

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、次に掲げるものを除き、名あて国の関係当局が輸入する場合でなければ許されない。

- ニコチンを製造するためのくずたばこ
- 名あて人の個人的な消費にあてられるたばこで、その重量が名あて人1人につき年間10キログラムを超えないもの(ただし、名あて国の税関の許可がある場合には、10キログラムを超えてもよい。)

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

偽りの表示を有する物品...名あて国又はフランスで製造された旨の偽りの表示を有する物品。名あて国又はフランスで製造されたものと誤認させやすい表示を有する物品

印刷物...フランス語で書かれた書籍、定期刊行物、新聞その他の印刷物でページ順にとじられるか又は折りたたまれていないもの

ぶどう酒...名あて国以外の国で製造されたぶどう酒で、名あて国の法律の規定する条件

を満たしていないもの

かん詰...野菜、プラム又は魚のかん詰で、かんのふた又は底の中央の部分及びそれ以外の1個所(なんらかの表示の施されている部分であってはならない。)に、4ミリメートル以上の大きさのラテン文字で明らかに、製造国名が刻まれていないもの

ぶどう...ぶどう、ぶどうのしぼりかす、ぶどうの汁(一度煮沸したジュースで、シロップ又はジャムの製造に用いられるものを除く。)

果実...酒精飲料製造用の干しぶどう、なつめやしの実その他の果実

リキュール酒...リキュール酒、ヴェルモット酒

人工甘味料...人工甘味料(砂糖より強い甘味を有する粉末状の純良サッカリンを除く。)、人工のはちみつ

マーガリン等...ろうそく、食用植物油、マーガリン、オレオマーガリン、オレイン、ステアリン、オレイン酸、ステアリン酸

遺骨つぼ...遺骨つぼ

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...受取人の個人的な消費にあてられることが明らかな場合を除き、すべての商品は、明らかなラテン文字でかつ容易に消えないように、原産地証明印を押してなければ許されない。

酒精飲料...酒精飲料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

工業製品等...工業製品、石油及び各種の鉱油は、あらかじめ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

印刷物...書籍その他の印刷物及び文字、絵画等を彫りこんである印刷用の物品は、名あて国の関係当局の検閲に付され、その結果によっては返送されることがある。

絹製品...絹製品(レース、くつ下、リボン、絹紬及びクレープ・アングレ(Crepe anglais)を除く。)は、日本の関係当局又は税関が発行した原産地証明書が添付されている場合に限り許される。

金ばく等...金、銀又は白金のはくをつけた物品は、名あて国で「Poincon de Maitre」(「作者極印」の意)と呼ばれる印が押してある場合に限り許される。

貨幣、銀行券...貨幣及び銀行券は、フランス銀行(Banque de France)が輸入する場合に限り許される。

金...金及び金製品は、名あて国の政府のAC認可証及びフランス銀行が発行した特別許可証が添付されている場合に限り許される。もっとも、金貨については、後者のみで足りる。

有価証券...有価証券類は、フランス銀行又は名あて国の政府が指定する銀行の仲介による場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照

112. モルドバ

Moldavie (Moldova)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語、ルーマニア語又はロシア語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....2000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Entreprise d Etat 《Posta Moldovei》, Inquiry Office, Processing and Mail Transport Center, Pl. Privokzalnaia 3, MD-2000 CHISINAU, MOLDOVA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. その他の特別な条件
通常郵便物によりモルドバにあてて個人的使用に供される物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、フランス語、ルーマニア語又はロシア語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....2,000SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....E.E."Posta Moldovei" Le Service de Comptabilite Internationale et Reclamation, Piata Garli, 3, MD-2000, Chisinau, MOLDOVA

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....30日

例外の場合.....60日

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包

普通の場合.....30日

例外の場合.....60日

10. その他の特別な条件

(1) 税関告知書 CN23 には、小包の総重量及び正味重量並びに包有品ごとの重量及び価格を明細に記載しなければならない。

(2) 個人的使用に供される物品を包有する小包は、次の条件を具備するときに限り、輸入許可書なしに輸入を許される。

(あ) 内容品は、次に掲げる品目に該当し、かつ、それぞれ右に掲げる数量を超えてはならない。

体温計、眼鏡用レンズ、眼鏡及び眼鏡の縁、義肢、義眼の補整器、整形外科用のコルセット、補聴器.....各1個

- 手助器具.....種類ごとに1個
 - 写真用品(フィルムを除く。).....種類ごとに1個又は1組
 - コーヒー、ココア、キクチサ.....2キログラム
 - 茶.....200 グラム
 - 香辛料.....100 グラム
 - 食料品.....小包郵便物について定められた重量の範囲内で、かつ、各種類について2キログラムを超えないこと。
 - たばこ(葉を除く。).....1キログラム
 - 外とう、洋服、背広、スカート、ズボン、コート.....各1着
 - ワイシャツ及びブラウス.....各1枚
 - 下着類.....3組
 - シーツ、テーブルクロス.....各2枚
 - くつ下.....種類ごとに6足
 - 帽子(ショールを含む。).....種類ごとに1個
 - 日除け、カーテン.....各3組
 - 各種類の手袋.....1組
 - 手提げカバン、ハンドバッグ.....各1個
 - 小間物.....種類ごとに2個又は1組
 - はき物.....2足
 - 食器類.....5キログラム
 - 各種類の香水及び化粧品.....500 グラム又は1組
 - 石けん及び洗濯用品.....2キログラム
 - 家庭用品(電気器具を含む。).....種類ごとに1個
 - 印刷物(書籍、定期刊行物)、原稿等.....各1部
 - 各種類の小さな図表(カード、付せん等).....各1部、ただし、全体として 10 部を超えないこと
 - 各種類のレコード.....異なる種類で 12 枚
 - 楽器(弦楽器及び管楽器).....1個
 - 狩猟及びスポーツ用品(狩猟用及びスポーツ用の銃砲刀剣類並びにその弾薬を除く。)
.....種類ごとに1個又は1組
 - がん具、クリスマスツリー用の装備品.....種類ごとに2個又は1組
 - 事務用品及び文房具.....種類ごとに1個又は1組
 - 安価な鉛筆、ペン等.....5本又は1組
 - 銀製、金製又は白金製の物品.....小包郵便物の重量の限度内
 - プラスチック製品(窓用カーテン、日除け、ナプキン等).....500 グラム
- (い) 内容品が(あ)に掲げる数量を超えるときは、受取人は、超過した数量につき2倍の関税が課され、また内容品が制限数量の2倍を超える場合は、当該小包は、差出国に返送される。

(う) 小包には次の物品を包有してはならない。

銃砲、弾薬、携帯武器、刀身、さや、あへん、インド大麻、モルヒネ、コカインその他の麻薬及びそれらの使用に要する器具、公序良俗に反する物品、印刷物、印刷原版、陰画、写真、絵画、原稿、レコード、図表等であって名あて国の政治又は経済に悪影響を及ぼすもの、軍国主義的がん具(ピストル等)又は軍国主義的銃砲の形態を有するがん具、名あて国又は外国の手形、債券及び富くじ券、特定の人にあてられた小切手その他の有価証券、消印した又は消印していない郵便切手及び郵便切手のコレクション、種子、動物性原料、酒精飲料、死滅しやすい又は変敗しやすい製品、ガラスの容器又は密閉された容器に入れられた食料品及び飲料(かん詰等)、栽培用に利用され得るいたんでいないいんげん豆、空豆、えんどう及びけしの種子、医薬品、ビタミン剤及びチューインガム、中古の衣料品(下着、服、はき物)、布地及びプラスチック製品、各種類の糸、カメラ、時計、電波及びテレビの受信機、テープレコーダー及びそれらの予備部品、現像した又は現像しない映画フィルム及び写真用フィルム、録音した又は録音しないテープ、各種類の磁気バンド、肉及び肉製品、生卵、鳥の羽毛、ファッションカタログ、宗教的性質を有する文学作品及び造形美術作品、めん類、生き物、動物性製品、魚製品、はちみつ、みつろう、みつぶさ及び生物学上の製品

(3) 商社から発送される小包及び(2)の(あ)に掲げる物品以外の物品を包有する小包には、旧ソヴィエト連邦の海外通商省又は本邦にある旧ソヴィエト連邦の担当機関が発行する輸入許可書を添付しなければならない。

(4) 国立の施設、協同組合、学校等にあてた市価を有しない見本を包有する小包には、輸入許可書を要しない。ただし、内容品が市価を有するときは、(3)に掲げる輸入許可書及び送り状を添付しなければならない。

(5) 原産地証明書、検疫証明書等を小包に添付する場合には、それらの書類は、本邦にある旧ソヴィエト連邦の関係機関の査証を受けなければならない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

有害な物品...印刷物、印刷用原版、フィルム、写真、テープ、映画、ビデオカセット、ビデオディスク、原稿及びレコード並びにその他の録音物、図画及び美術品であって、名あて国に政治的若しくは経済的損害を与え又は同国の公序良俗に害を及ぼすおそれのあるもの

マイクロコンピュータ等...マイクロコンピュータ、いかなる種類の情報又は思想が入力されている周辺機器及び情報送信装置

書留郵便物又は保険付通常郵便物...通用している銀行券、各種の持参人払有価証券

(小切手)若しくは外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物

有価証券等...名あて国又は名あて国以外の通貨、国債証券、富くじ券、個人あての小切手その他の有価証券

郵便切手...消印した又は消印していない郵便切手(名あて国の郵趣機関にあてるものを除く。)、通用力を有しない小切手及び通貨

麻薬...麻薬及び向精神剤並びにあへん又は大麻の吸煙用の器具(名あて国の関係当局(Comite permanent du controle des narcotiques)の特別の許可のある場合を除く。)

化学製品...病原菌又は植物につく細菌の駆除の用に供される化学製品で人畜に有害なもの

青硫酸塩...青硫酸塩

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

科学出版物...科学的又は技術的な内容の刊行物は、図書館又は商社からの名あて国の図書館、国営施設、科学団体又は労働組合にあてて帯封で発送される場合に限り許される。

雑件...写真、鉛板、フィルム、写本、絵画、鋳型、自動録音盤及びこれらの製造用材料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

新聞、雑誌...書籍、新聞、雑誌、原稿その他の印刷物は、一部に限り許される(ただし、修正字句その他の印をつけたものは許されない。)

モードの下図...モードの下図は、衣服の製作又は販売を行う名あて国の国立の施設又は個人にあてて1部のみ送付する場合に限り許される。

版画、地図、楽譜...版画、地図及び楽譜は、一部に限り許される。

蚕...蚕は、名あて国において検疫に付され、その結果によっては、返送されることがある。

保険付書状...保険付書状は、内容品に関する簡単な記載以外の記載を手書した書類を包有することができない。

小さな図表...各種類の小さな図表(カード、付せん等)は各1部で、かつ、全体として10部を超えない場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...1.1.1 に掲げる物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

かん詰...かん詰を個人にあてて発送することは許されない。

生肉、肉製品...生肉及び肉製品を発送することは許されない。それらを包有する郵便物は、差出人に返送されず、名あて国の関係当局の指示に従って処分される。

めん類...めん類

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生卵...生卵

植物...植物については昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

生きた動物...生きた動物、鳥、みつばち、魚、精液、ふ化用の卵、は虫類、昆虫

動物製品...脂肪、牛乳、乳児食品、バター、チーズ、魚製品

はちみつ等...はちみつ、花粉、みつろう、みつばさ

伝染性物質又は非伝染性物質...ワクチン、血清、興奮剤、培養菌、毒素、動植物の毒素
その他の伝染性物質又は非伝染性物質

綿花...綿花及び綿繊維

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬...武器(猟銃を除く。)、武器の部分品、弾薬

2.1.4.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃は、名あて国の海外貿易省(Ministere du commerce exterieur)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

チューインガム...チューインガム

保険付小包...通用している銀行券、各種の持参人払有価証券(小切手)を包有する保険付小包

外国の貨幣

雑件...その他の物品については、1.1.1 参照

2.1.6.2 条件付許容物品

支払手段...名あて国の通貨で振り出された小切手、振替証書、手形、信用状その他の支払手段は、次のいずれかに該当する場合に限り許される。

(ア) 名あて国の大蔵省(Ministere des finances)の許可を得ているもの

(イ) 名あて国の海外貿易担当機関により振り出された手形

(ウ) 名あて国の在外機関が名あて国の銀行及び貯蓄銀行の特別勘定に基づいて振り出した記名小切手及び支払指図書

雑件...その他の物品については、1.1.2 参照

114 の 2. モンテネグロ

Montenegro (Montenegro)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語、モンテネグロ語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
個人にあてた通常郵便物を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... フランス語又は英語
4. 速達..... 取り扱わない。
5. 保険付小包..... 取り扱う。
保険金額の最高限..... 4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱う。
(あてべき官署)..... 名あて交換局
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 10 日
例外の場合..... 30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合..... 30 日
例外の場合..... 60 日
10. その他の特別な条件
個人にあてた郵便物について次のことが要求される。
 - (あ) 旅行に必要な身の回り品を包有する郵便物の差出人は、税関告知書 CN23 にその旨記載すること。
 - (い) 国際的なスポーツ又はその他の行事で獲得した物品を包有する郵便物の差出人は、税関告知書 CN23 にその旨記載すること。
 - (う) 薬物及び整形外科用又は治療用の器具を包有する郵便物には、処方せん又はこれらの器具を使用する必要性を認める医療機関の証明書を添付すること。
 - (え) 名あて国の法律に従って、文化、芸術、音楽、演劇、彫刻等の活動をする権限を与えられた個人にあてた、このような活動に必要な物品を包有する郵便物の差出人は、当該郵

便物がこれらの物品の輸入を認められた個人にあてたものであることを税関告知書 CN23 に正確に記載すること。

(お) 名あて国の法令又は国際的契約により特権を与えられた物品を包有する郵便物の差出人は、その輸入の根拠を税関告知書 CN23 に記載すること。

(か) 1個の郵便物につき、その金額が 1,500 ディナールを超えない物品を包有する郵便物の差出人は、その価格を記載した送り状1通を当該郵便物に挿入すること。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

富くじ...名あて国以外の国の富くじの券、広告その他の物品

金属札...名あて国の硬貨に酷似した金属札

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

印刷物...名あて国において有料又は無料で配布する目的をもって、印刷物を発送することは、許されない。名あて国において、この種の印刷物を受け取ることを許されているのは、次の8書籍店のみである。

1) Jugoslovenska Kniga, Beograd

2) Gradsko preduzece za rasturanje stampeu Beogradu, Beograd

3) Zagrebacko Knizarsko preduzece, Zagreb

4) Znanstvena knjizara izdavackog zavoda Jugoslovenske akademije znanosti i umetnosti,

Zagreb

- 5) Tehnicka Kniga, Zagreb
- 6) Invalidsko preduzece (Jugoreklam), Ljubljana
- 7) Drzavna zalozba Slovenije, Ljubljana
- 8) Knjizarsko preduzece (Lipa), Koper

武器、弾薬...武器及びその部品並びに弾薬

貨幣...名あて国の貨幣

2.1.1.2 条件付許容物品

電話機、電信機...電話機及び無線電信機は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

地図...地図は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

猟銃...猟銃及びその弾薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

エッセンス...人工の酒精飲料製造用のエッセンス

墮胎薬...墮胎用の薬品

軍服...名あて国以外の国の軍服

食器...鉛の含有量が 10 パーセント以上の食器

酒精飲料...硫酸を含有する酒精飲料

酵母...石こう、白墨、サッカリンその他の有害な物質を含有する酵母。効力を有しない酵母

食料品...硫酸の含有量が 0.035 パーセント以上の食料品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で名あて国の公認の施設にあてて発送された場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合又は研究上の目的で名あて国の公認の施設にあてて発送された場合に限り許される。もっとも、人体用の血清、獣医用のワクチン及び肝臓ジストマ病の治療薬に対しては、この制限は、適用されない。

毒物、酢酸...毒物及び酢酸は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の現由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

蚕種...蚕種

植物...植物については昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする

2.1.6.1 禁止物品

雑件...巻たばこ用の紙、原産地を偽って表示した物品

コーヒー...個人にあてられた郵便物1個につき5キログラムを超えるコーヒー

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

相続品等...海外で相続した物品及び国家間で締結された契約に基づき供給された物品は、その契約に従って輸入される場合に限り許される。

職業用物品...個人であって、知的職業に従事している者にあてられた当該職業のために用いる物品(器具、再生品、部品)は、特別の条件に適合している場合に限り許される。

96. ラトビア

Lettonie (Latvia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(ただし、保険付書状に限る。税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ラトビア語、英語又はロシア語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Customer claims Department, Latvia Post, Brivibas Bulvaris 21, RIGA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件

通常郵便物によりラトヴィアにあてて個人的使用に供される物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メ

ートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ラトビア語、英語、フランス語又はロシア語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....1,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Customer Service, Ziemeļu iela 10, Lidosta Rīga, Marupes nov.,
LV-1000, Latvia

7. 小包の配達方法.....配達人による配達(名あて国で追加料金の支払いをした場合のみ)及び
窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包.....10 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....10 日

10. その他の特別な条件

(1) 税関告知書 CN23 には、小包の総重量及び正味重量並びに包有品ごとの重量及び価格を
明細に記載しなければならない。

(2) 個人的使用に供される物品を包有する小包は、次の条件を具備するときに限り、輸入許可
書なしに輸入を許される。

(あ) 内容品は、次に掲げる品目に該当し、かつ、それぞれ右に掲げる数量を超えてはなら
ない。

体温計、眼鏡用レンズ、眼鏡及び眼鏡の縁、義肢、義眼の補整器、整形外科用のコルセ
ット、補聴器.....各1個

手助器具.....種類ごとに1個

写真用品(フィルムを除く。).....種類ごとに1個又は1組

コーヒー、ココア、キクチサ.....2 キログラム

茶.....200 グラム

香辛料.....100 グラム

- 食料品.....小包郵便物について定められた重量の範囲内で、かつ、各種類について2キログラムを超えないこと。
- たばこ(葉を除く。).....1キログラム
- 外とう、洋服、背広、スカート、ズボン、コート.....各1着
- ワイシャツ及びブラウス.....各1枚
- 下着類.....3組
- シーツ、テーブルクロス.....各2枚
- くつ下.....種類ごとに6足
- 帽子(ショールを含む。).....種類ごとに1個
- 日除け、カーテン.....各3組
- 各種類の手袋.....1組
- 手提げカバン、ハンドバッグ.....各1個
- 小間物.....種類ごとに2個又は1組
- はき物.....2足
- 食器類.....5キログラム
- 各種類の香水及び化粧品.....500グラム又は1組
- 石けん及び洗濯用品.....2キログラム
- 家庭用品(電気器具を含む。).....種類ごとに1個
- 印刷物(書籍、定期刊行物)、原稿等.....各1部
- 各種類の小さな図表(カード、付せん等).....各1部、ただし、全体として10部を超えないこと
- 各種類のレコード.....異なる種類で12枚
- 楽器(弦楽器及び管楽器).....1個
- 狩猟及びスポーツ用品(狩猟用及びスポーツ用の銃砲刀剣類並びにその弾薬を除く。)
.....種類ごとに1個又は1組
- がん具、クリスマスツリー用の装備品.....種類ごとに2個又は1組
- 事務用品及び文房具.....種類ごとに1個又は1組
- 安価な鉛筆、ペン等.....5本又は1組
- 銀製、金製又は白金製の物品.....小包郵便物の重量の限度内
- プラスチック製品(窓用カーテン、日除け、ナプキン等).....500グラム
- (い) 内容品が(あ)に掲げる数量を超えるときは、受取人は、超過した数量につき2倍の関税が課され、また内容品が制限数量の2倍を超える場合は、当該小包は、差出国に返送される。
- (う) 小包には次の物品を包有してはならない。
- 銃砲、弾薬、携帯武器、刀身、さや、あへん、インド大麻、モルヒネ、コカインその他の麻薬及びそれらの使用に要する器具、公序良俗に反する物品、印刷物、印刷原版、陰画、写真、絵画、原稿、レコード、図表等であって名あて国の政治又は経済に悪影響を及ぼすもの、軍国主義的がん具(ピストル等)又は軍国主義的銃砲の形態を有するがん具、名あて

国又は外国の手形、債券及び富くじ券、特定の人にあてられた小切手その他の有価証券、消印した又は消印していない郵便切手及び郵便切手のコレクション、種子、動物性原料、酒精飲料、死滅しやすい又は変敗しやすい製品、ガラスの容器又は密閉された容器に入れられた食料品及び飲料(かん詰等)、栽培用に利用され得るいたんでいないいんげん豆、空豆、えんどう及びけしの種子、医薬品、ビタミン剤及びチューインガム、中古の衣料品(下着、服、はき物)、布地及びプラスチック製品、各種類の糸、カメラ、時計、電波及びテレビの受信機、テープレコーダー及びそれらの予備部品、現像した又は現像しない映画フィルム及び写真用フィルム、録音した又は録音しないテープ、各種類の磁気バンド、肉及び肉製品、生卵、鳥の羽毛、ファッションカタログ、宗教的性質を有する文学作品及び造形美術作品、めん類、生き物、動物性製品、魚製品、はちみつ、みつろう、みつぶさ及び生物学上の製品

- (3) 商社から発送される小包及び(2)の(あ)に掲げる物品以外の物品を包有する小包には、旧ソヴィエト連邦の海外通商省又は本邦にある旧ソヴィエト連邦の担当機関が発行する輸入許可書を添付しなければならない。
- (4) 国立の施設、協同組合、学校等にあてた市価を有しない見本を包有する小包には、輸入許可書を要しない。ただし、内容品が市価を有するときは、(3)に掲げる輸入許可書及び送り状を添付しなければならない。
- (5) 原産地証明書、検疫証明書等を小包に添付する場合には、それらの書類は、本邦にある旧ソヴィエト連邦の関係機関の査証を受けなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 2通。商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス2通
 - (3) 郵便物には、できる限り差出人及び受取人の電話番号及びテレックス番号を記入する。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付..... 行う。

7. 国際スピード郵便の名称.....

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

有害な物品...印刷物、印刷用原版、フィルム、写真、テープ、映画、ビデオカセット、ビデオディスク、原稿及びレコード並びにその他の録音物、図画及び美術品であって、名あて国に政治的若しくは経済的損害を与え又は同国の公序良俗に害を及ぼすおそれのあるもの

マイクロコンピュータ等...マイクロコンピュータ、いかなる種類の情報又は思想が入力されている周辺機器及び情報送信装置

有価証券等...名あて国又は名あて国以外の通貨、国債証券、富くじ券、個人あての小切手その他の有価証券

郵便切手...消印した又は消印していない郵便切手(名あて国の郵趣機関にあてるものを除く。)、通用力を有しない小切手及び通貨

麻薬...麻薬及び向精神剤並びにあへん又は大麻の吸煙用の器具(名あて国の関係当局(Comite permanent du controle des narcotiques)の特別の許可のある場合を除く。)

化学製品...病原菌又は植物につく細菌の駆除の用に供される化学製品で人畜に有害なもの

青硫酸塩...青硫酸塩

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

科学出版物...科学的又は技術的な内容の刊行物は、図書館又は商社からの名あて国の図書館、国営施設、科学団体又は労働組合にあてて帯封で発送される場合に限り許される。

雑件...写真、鉛板、フィルム、写本、絵画、鋳型、自動録音盤及びこれらの製造用材料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

新聞、雑誌...書籍、新聞、雑誌、原稿その他の印刷物は、一部に限り許される(ただし、修正字句その他の印をつけたものは許されない。)

モードの下図...モードの下図は、衣服の製作又は販売を行う名あて国の国立の施設又は個人にあてて1部のみ送付する場合に限り許される。

版画、地図、楽譜...版画、地図及び楽譜は、一部に限り許される。

蚕...蚕は、名あて国において検疫に付され、その結果によっては、返送されることがある。

保険付書状...保険付書状は、内容品に関する簡単な記載以外の記載を手書した書類を
包有することができない。

小さな図表...各種類の小さな図表(カード、付せん等)は各1部で、かつ、全体として10部
を超えない場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...1.1.1 に掲げる物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

かん詰...かん詰を個人にあてて発送することは許されない。

生肉、肉製品...生肉及び肉製品を発送することは許されない。それらを包有する郵便物
は、差出人に返送されず、名あて国の関係当局の指示に従って処分される。

めん類...めん類

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

動物製品...牛乳及び牛、山羊、豚、羊、その他の偶蹄目の動物の乳製品及び牛、山羊、
豚、羊その他偶蹄目の動物の精液、卵子及び胎児。脂肪、魚製品、乳児食品

穀物等...穀物、動物用の食料

中古の物品...中古の農業用機械及び中古の衣類

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬...武器(猟銃を除く。)、武器の部分品、弾薬

2.1.4.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃は、名あて国の海外貿易省(Ministere du commerce exterieur)の許可を得て
いる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

チューインガム...チューインガム

普通小包又は保険付小包...硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券(小切手)若しくは
外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない。同国は、このような郵便物
の亡失又は損傷の場合の責任は認めない。

雑件...その他の物品については、1.1.1 参照

2.1.6.2 条件付許容物品

支払手段...名あて国の通貨で振り出された小切手、振替証書、手形、信用状その他の支払手段は、次のいずれかに該当する場合に限り許される。

(ア) 名あて国の大蔵省 (Ministere des finances) の許可を得ているもの

(イ) 名あて国の海外貿易担当機関により振り出された手形

(ウ) 名あて国の在外機関が名あて国の銀行及び貯蓄銀行の特別勘定に基づいて振り出した記名小切手及び支払指図書

薬品は、薬品製造会社、薬品の卸売り業者あるいは認可された外国の薬品製造業が発行した証明書及び以下の情報を含む必要な書類を添付した場合に限り許される。

- 薬品の発行日
 - 名前及び薬品に関する保証書の提出
 - 薬品の番号及び量
 - 薬品の納入業者に関する情報 (名前、住所等)
 - 薬品の製造業者に関する情報
 - 薬品の製造国
 - 薬品の受領者
 - 販売価格
 - ヨーロッパ薬品評価機関 (European Medicine Evaluation) により登録された番号
- 雑件...その他の物品については、1.1.2 参照

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

100. リトアニア

Lituanie (Lithuania)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム(書留としたものに限る。)
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、ロシア語、リトアニア語又はフランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Quality of Service Department, Gelezinkelio g.6, LT-02100
Vilnius, Lithuania
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
通常郵便物によりリトアニアにあてて個人的使用に供される物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....リトアニア語、英語、フランス語又はロシア語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....1,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Quality of Service Department, Gelezinkelio g.6, LT-02100, Vilnius, Lithuania

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 1 か月

例外の場合..... 2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

10. その他の特別な条件

(1) 税関告知書 CN23 には、小包の総重量及び正味重量並びに包有品ごとの重量及び価格を明細に記載しなければならない。

(2) 個人的使用に供される物品を包有する小包は、次の条件を具備するときに限り、輸入許可書なしに輸入を許される。

(あ) 内容品は、次に掲げる品目に該当し、かつ、それぞれ右に掲げる数量を超えてはならない。

体温計、眼鏡用レンズ、眼鏡及び眼鏡の縁、義肢、義眼の補整器、整形外科用のコルセット、補聴器.....各 1 個

手術器具.....種類ごとに 1 個

写真用品(フィルムを除く。).....種類ごとに 1 個又は 1 組

コーヒー...1 キログラム

チョコレート、ココア・・・500グラムのチョコレートまたは、ココアの入ったその他の食品
キクチサ・・・2キログラム

茶.....200 グラム

香辛料.....100 グラム

食料品.....小包郵便物について定められた重量の範囲内で、かつ、各種類について2キログラムを超えないこと

外とう、洋服、背広、スカート、ズボン、コート.....各1着

ワイシャツ及びブラウス.....各1枚

下着類.....3組

シーツ、テーブルクロス.....各2枚

くつ下.....種類ごとに6足

帽子(ショールを含む。).....種類ごとに1個

日除け、カーテン.....各3組

各種類の手袋.....1組

手提げカバン、ハンドバッグ.....各1個

小間物.....種類ごとに2個又は1組

はき物.....2足

食器類.....5キログラム

香水・・・香水50グラムまたは、オードトワレ250グラム

石けん及び洗濯用品.....2キログラム

家庭用品(電気器具を含む。).....種類ごとに1個

印刷物(書籍、定期刊行物)、原稿等.....各1部

各種類の小さな図表(カード、付せん等).....各1部、ただし、全体として10部を超えないこと

各種類のレコード.....異なる種類で12枚

楽器(弦楽器及び管楽器).....1個

狩猟及びスポーツ用品(狩猟用及びスポーツ用の銃砲刀剣類並びにその弾薬を除く。)
.....種類ごとに1個又は1組

がん具、クリスマスツリー用の装備品.....種類ごとに2個又は1組

事務用品及び文房具.....種類ごとに1個又は1組

安価な鉛筆、ペン等.....5本又は1組

銀製、金製又は白金製の物品.....小包郵便物の重量の限度内

プラスチック製品(窓用カーテン、日除け、ナプキン等).....500 グラム

アルコール・・・アルコール飲料1リットル

たばこ製品・・・紙巻たばこ50本、葉巻10本、タバコの葉50グラム。

砂糖・・・砂糖1キログラム

宝石・・・宝石類25グラム(貴金属、宝石および高級真珠の合計量)

(い) 内容品が(あ)に掲げる数量を超えるときは、受取人は、超過した数量につき2倍の関税

が課され、また内容品が制限数量の2倍を超える場合は、当該小包は、差出国に返送される。

(う) 小包には次の物品を包有してはならない。

銃砲、弾薬、携帯武器、刀身、さや、あへん、インド大麻、モルヒネ、コカインその他の麻薬及びそれらの使用に要する器具、公序良俗に反する物品、印刷物、印刷原版、陰画、写真、絵画、原稿、レコード、図表等であって名あて国の政治又は経済に悪影響を及ぼすもの、軍国主義的がん具(ピストル等)又は軍国主義的銃砲の形態を有するがん具、名あて国又は外国の手形、債券及び富くじ券、特定の人にあてられた小切手その他の有価証券、消印した又は消印していない郵便切手及び郵便切手のコレクション、種子、動物性原料、酒精飲料、死滅しやすい又は変敗しやすい製品、ガラスの容器又は密閉された容器に入れられた食料品及び飲料(かん詰等)、栽培用に利用され得るいたんでいないいんげん豆、空豆、えんどう及びけしの種子、医薬品、ビタミン剤及びチューインガム、中古の衣料品(下着、服、はき物)、布地及びプラスチック製品、各種類の糸、カメラ、時計、電波及びテレビの受信機、テープレコーダー及びそれらの予備部品、現像した又は現像しない映画フィルム及び写真用フィルム、録音した又は録音しないテープ、各種類の磁気バンド、肉及び肉製品、生卵、鳥の羽毛、ファッションカタログ、宗教的性質を有する文学作品及び造形美術作品、めん類、生き物、動物性製品、魚製品、はちみつ、みつろう、みつぶさ及び生物学上の製品

(3) 商社から発送される小包及び(2)の(あ)に掲げる物品以外の物品を包有する小包には、旧ソヴィエト連邦の海外通商省又は本邦にある旧ソヴィエト連邦の担当機関が発行する輸入許可書を添付しなければならない。

(4) 国立の施設、協同組合、学校等にあてた市価を有しない見本を包有する小包には、輸入許可書を要しない。ただし、内容品が市価を有するときは、(3)に掲げる輸入許可書及び送り状を添付しなければならない。

(5) 原産地証明書、検疫証明書等を小包に添付する場合には、それらの書類は、本邦にある旧ソヴィエト連邦の関係機関の査証を受けなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN232通及びインボイス2通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....リトアニア語又はフランス語

6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Greitasis Pastas

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

その他の物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

2参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

通貨...リトアニア及び外国の通貨(リトアニア銀行及びその機関が交換又は紙幣及び硬貨の見本品を得るため要するものは除く。)

有価証券等...各種有価証券及び旅行小切手

金属...貴重品ではない金属、その混合物、廃棄物及び金属くず

放射性物質・放射性物質及び放射性廃棄物

麻薬等...麻薬、向精神剤、それらを使用するために要する備品、爆発物、可燃性、放射性的なもの及びその他危険物質

武器等...各種の狩猟用及び競技用鉄砲、石弓、空気銃等戦闘武器、その部分品、弾薬、ガス銃、ガス気球

生きた動物...生きた動物。ただし、正当に承認された研究に供される蜜蜂、ひる、蚕、寄生虫及び害虫駆除に要する撲滅虫を除く。

動物性食品...加工した動物性食品

雑件...リトアニア政府の決議又はリトアニア共和国の国内法により輸入を禁じているもの
非道徳的な銘文等...非道徳的な銘文、写真又は絵のついたもの
包装...郵便職員及び他の郵便物に危害又は損害を与えるような包装のもの
リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

武器、弾薬・武器、弾薬(収集用を含む。)、これらの部品、治安・防犯機器、民間用花火。これらの品目は名あて国の関係当局(Police Department of the Ministry of Home Affairs)の許可がある場合に限り許される。

電気製品...無線電波を出す電気製品は、名あて国の関係当局(State Inspection of Electronic Connections)の許可がある場合に限り許される。

犯罪...警察又は戦闘用弾薬、特別な監視及び保護のための道具、警察官の訓練用の犯罪技術のための道具は、名あて国の関係当局(Local Affairs)の許可がある場合に限り許される。

文化的又は芸術的価値...琥珀と同様な文化的又は芸術的価値を有するものは、名あて国の関係当局(Ministry of Culture and Department of Protection of Cultural Values)の許可がある場合に限り許される。

カラーコピー製品...カラーコピー製品は、名あて国の関係当局(Ministry of Local Affairs)の許可がある場合に限り許される。

宝石・貴金属および宝石、これらから作られた品目は、合計重量25グラム以下で個人あてに送付する場合を除き、純度検証機関による証明が義務づけられる。

野生動物...野生動物(はく製の動物、卵及び毛皮を含む。)、狩猟又はつりの獲物、加工していない野生動物から作られる製品及びその部分品は、名あて国の関係当局(Ministry of Environment Protection)の許可がある場合に限り許される。

加工していない動物性食品...加工していない動物性食品は、名あて国の関係当局(State Veterinary Service and quality certificate)の許可がある場合に限り許される。

動物性食品・動物性食品及び原材料は、名あて国の関係当局(State Veterinary Service and quality certificate)の許可がある場合に限り許される。

植物製品...伝染病の発生、害虫及び雑草の繁殖の原因となる植物製品は、名あて国の関係当局(Service of Plant Quarantine)の許可がある場合に限り許される。

植物・危険有機成分を含む植物、野菜製品及び原材料は名あて国の関係当局(Plant Protection Service)の許可がある場合に限り許される。

廃棄物・廃棄物は関連機関に許可され、環境保護省(Ministry for Environment Protection)が定めた規則に則った場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照



99. リヒテンシュタイン

Liechtenstein

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ドイツ語、フランス語、イタリア語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....7 日(局留の場合は1か月)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。ただし、速達とするものに限る。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

ートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ+最大の横周との合計 3

ートル

重量.....20 キログラム

(3) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ+最大の横周との合計 3

ートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ドイツ語、フランス語又はイタリア語

4. 速達.....取り扱う。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....1,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....名あて局

7. 小包の配達方法.....配達人による配達(保険つき小包を除く。)及び窓口交付(保険つき小包に限る。)

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....15 日

例外の場合.....1 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....1 か月

10. その他の特別な条件

税関告知書 CN23 には、内容品の種類別に品名、数量、重量、価格表を明細に記載する必要がある。また、内容品の価格が 500 スイス・フランを超える場合には、送り状の写し1通を税関告知書 CN23 に添付しなければならない。商品を包有する小包には、税関手続を容易にするため、なるべく送り状を添付することが望ましい。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ+最大の横周 = 3 メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN232 通及びインボイス 1 通

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ドイツ語、フランス語又はイタリア語

6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う
- (2) 私書箱への配達.....行う
- (3) 窓口での交付.....行う

8. 国際スピード郵便の名称.....URGENT

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬、向精神剤...麻薬及び向精神剤

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

無線送信機...小型の無線送信機

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する記載を有する物品

電波探知機...電波探知機

宣伝物品...名あて国の安全、独立、中立、他国との関係及び政治体制を脅かすおそれのある宣伝物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬、向精神剤...吸煙用のあへん及びその吸いかす、ジアセチルモルヒネ及びその塩、

向精神剤

アブサント...アブサント及びこれと類似の物品

人工ぶどう酒等...人工ぶどう酒、人工のりんご酒、人工のりんご酒又はりんご酒を製造するために用いられる物品

動物、動物の肉等...奇蹄類及び偶蹄類並びにこれらの肉、肉製品(かん詰を除く。)及び原材料(皮、毛、角、つめ、骨等)

2.1.2.2 条件付許容物品

汚染物品...天然痘、コレラ、ペスト又は発しんチフスの発生している国から発送された中古の衣料品及び寝具並びにぼろくずは、消毒され、かつ、それを証明することができる場合に限り許される。

汚染食品...コレラの汚染区域にある国から発送された加工した又は加工しない蛙の肉、魚、甲殻類、貝類並びに生の又は冷凍の野菜及び果物は、それらがコレラによって汚染されていない地方で生産、加工、格納されたものであるという公式の証明書がある場合に限り許される。

麻薬、向精神剤...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬及び向精神剤は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の連邦公衆衛生局(Office federal de la sante publique)の許可を得ている場合に限り許される。

血清、ワクチン...

(1) 血清及びワクチン(獣医用のものを除く。)は、名あて国の連邦公衆衛生局が発行した許可証が添付されている場合又は医師若しくは薬剤師にあてて発送された場合に限り許される。

(2) 獣医用の血清及びワクチンは、名あて国の獣医局(Institut vaccinal, 4000 Bale 25)の許可を得ている場合に限り許される。

肉、肉製品...生肉、肉製品及び家畜の飼料は、名あて国の関係当局(Office veterinaire federal)の許可証を得ている場合に限り許される。ただし、非商業目的で個人から個人にあてて、かつ、その重量が10キログラム以下で、贈物又は見本として発送されるものは、この限りでない。

精液、受精卵...動物の精液又は受精卵

動物の死体...動物の死体又は死体の一部

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

雑件...わな、折り畳み銃、保護鳥のはく製及び羽毛

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

武器...迷彩又は偽装を施した射撃用武器

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫、だに、線虫...生きた昆虫、だに、線虫及び植物の培養菌は、名あて国の関係当局

(Office federal de l'agriculture du Departement federal de l'economie publique) の許可を得ている場合に限り許される。

植物...2.1.3.1 の植物以外の植物は、名あて国の関係当局 (Office federal de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

森林樹...生きた植物及び森林樹並びにこれらの種子及び果実は、名あて国の関係当局 (Office federal des forets) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

戦争用資材...戦争用の資材は、名あて国の国防省 (Direction de l'administration militaire federale) の許可証が添付されている場合又は名あて国の兵器製造機関 (Ateliers de constructions federaux a Thoune 又は Fabrique federale d'armes a Berne) にあてて発送される場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

塩...食塩及び家畜用の塩は、名あて国の関係当局 (Salines du Rhin 又は Departement des finances du canton de Vaud) の許可を得ている場合に限り許される。

アルコール...アルコールは、名あて国のアルコール類監督局 (Regie federale des alcools) にあてる場合に限り許される。ただし、受取人の個人的な消費にあてられるエチルアルコールで、その重量が5キログラムを超えないものは、この限りでない。

酒精飲料...アルコール含有度が 75 パーセント以上の酒精飲料(ただし、ぶどう酒、コニャック、アルマニャック、ラム及びタフィアについては、最高限 78 パーセントまで、その他についてもアルコール含有度が 80 パーセントを超えてはならない。)を個人あてに輸出する場合には、名あて国のアルコール類監督局の特別の許可を得、かつ、税関告知書 CN23 に品質、重量及び含有するアルコール分のパーセンテージが明記されている場合に限り許される。

液体計量器...液体計量器 (目盛をつけたコップ、茶わんその他の容器を含む。)は、名あて国において検査に付され、その結果によっては、返送又は廃棄されることがある。

貴金属製品...貴金属製品は、名あて国の 1933 年 6 月 20 日付け連邦法の規定する条件を満たしている場合に限り許される。

貨幣類似品...名あて国の貨幣と類似の物品は、名あて国の大蔵省 (Departement federal des finances) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ...名あて国で禁止されている富くじに関する物品

紋章...商品として売却のために発送される物品及びその包装にスイス連邦の紋章を付したものの。

「Croix-Rouge」(「赤十字」)の文字を有する物品...「Croix-Rouge」又は「Croix de Geneve」の文字は、スイス当局の許可を得ている場合に限り許される。

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

花火...商業上の目的で輸入される花火は、名あて国の関係当局(Intendance du materiel deguerre, service Intendance des poudres)の許可を得ている場合に限り許される。

バター...バターは個人間の贈物として輸入される場合は500グラムまで許される。ただし、商業的基盤に基づいた輸入は許されない。

放射性物質...放射性物質は、名あて国の連邦公衆衛生局(Office federal de la sante publique)の許可を得、かつ、申請者が責務を負い、その企業が法律上の要求を満たしている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

140. ルーマニア

Roumanie (Romania)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、ルーマニア語又はフランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署)..... C.N. POSTA ROMANA S.A. Directia Managementul Calitatii, Departamentul Monitorizarea Calitatii, Colectiv Reclamatii, Bd. Dacia nr.140, sector 2, 020065, Bucuresti, Romania
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....10日、局留の場合は30日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件

ルーマニアに居住する個人にあてる書籍、定期刊行物、その他の印刷物を包有する通常郵便物には、他の物品を入れることができない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、ルーマニア語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....C.N. POSTA ROMANA S.A., Directia Managementul Calitatii, Departamentul Monitorizarea Calitatii, Colectiv Reclamatii, Bd. Dacia nr.140, sector 2, 020065, Bucuresti, Romania
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231 通及びインボイス
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載.....英語、ルーマニア語及びフランス語

6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS / POSTE RAPIDE

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

公序に反する物品...書類、すべての種類の印刷物、写真板、図表、絵画、陰板、フィルム等であって名あて国の公序を害するおそれのあるもの

出版物...ファシズム的又は反民主主義的な出版物

扇動的な物品...扇動的な印刷物及び出版物

攻撃的な物品...攻撃的な印刷物、絵画、写真、書類、カード、石版画及び版画並びに攻撃的な郵便切手、表示又は記載を有する郵便物

有価証券、富くじ...有効期限の切れた有価証券、富くじ券及び持参人払債権証券

商業上の価値を有する物品...商業上の価値を有し、かつ、関税を課されることのある物品及び商品見本で、私人にあてて書状又は小形包装物で送付されるもの

郵便切手、銀行券...私人等にあてて送付される消印した又は消印していない郵便切手、郵趣の収集品並びに流通しなくなった債券及び銀行券

有価証券...ライ貨幣及びライ貨で表示した有価証券

有毒な物品...有毒な製品及び物品

リチウム電池

雑件...その他名あて国の法令により認められない物品

1.1.2 条件付許容物品

商業上の価値を有する物品...商業上の価値を有する物品及び商品見本は、名あて国の研究所又は関係当局にあてて書留とした書状又は小形包装物で送付される場合に限り許される。

郵便切手...名あて国の郵趣協会会員あての郵便切手及び郵趣物品は、当該郵趣協会にあてて書留書状又は保険付書状で送付される場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

武器、弾薬等...武器、弾薬、放射性物質、有毒な物質

ラジオ...ラジオの送信機及び受信機

医薬品...元の容器以外の容器に納められた医薬品

密閉容器...溶接密閉した箱又は容器に納められた物品(医薬品を除く。)

中古の衣類...中古の衣類、下着及びはき物

液化ガス...液化ガスを包有するびん

空調器...空調器

動物製品...動物製品

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

武器、弾薬...狩猟用の武器、火器及びそれらの弾薬は、名あて国の法律に基づき許可を受けた同国の研究所又は関係当局にあてて送付される場合に限り許される。

囚人あてに送ることが許される小包の重量...10キログラムまで

液化ガスのびん...キャンプ用の液化ガスのびんは、空の場合に限り許される。

小包1個に包有することが許される物品の数量は、次のとおりである。

(ア) 衣類

ネッカチーフ.....15枚

合成繊維の織物.....20メートル

ブルージーンズ.....5本

編物系.....5キログラム

(イ) 化粧品

化粧石けん.....20個

(ウ) 食料品

チューインガム.....1キログラム

チョコレート.....1キログラム

こしょう.....1キログラム

砂糖.....10キログラム

小麦粉.....10キログラム

バター.....2キログラム

マーガリン.....2キログラム

植物性食用油.....10リットル

濃縮スープ.....2キログラム

カカオ.....1キログラム
コーヒー.....5キログラム

(エ) 雑件

紙巻たばこ.....100箱
殺虫剤用スプレー.....10個
ビデオテープ.....10本
ビデオディスク.....10枚
ビデオテープレコーダー.....1台

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

101. ルクセンブルク

Luxembourg

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、フランス語又はドイツ語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....航空路 7,000 SDR・平面路 630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Division des Postes, L-2998 LUXEMBOURG
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、フランス語、ドイツ語又はルクセンブルク語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Division des Postes, Service Réclamations, L-2998 Luxembourg
7. 小包の配達方法.....配達人による配達(特別な請求がある場合は窓口交付)
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、明細に内容品の名称、正味重量及び全体重量並びに内容品の種類の価格及び価格の表示に用いた貨幣の単位を記載しなければならない。
 - (2) 企業又は貿易商が発送する次の小包には、送状に送り状を添付しなければならない。
 - 小包の内容品の価格が 3,000 ルクセンブルク・フランを超え、かつ、企業又は貿易商にあてるもの
 - 小包の内容品の価格が 5,000 ルクセンブルク・フランを超え、かつ、個人にあてるもの

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 2 通及びインボイ

ス1通。必要に応じて許可証。

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はドイツ語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Datapost/EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
絵葉書...布、刺しゅう、金属片又はこれらと類似の物質で装飾を施した絵葉書
雑件...その他の物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序に反する物品...外部から見える部分に公序に反する記載を有する郵便物
印刷物...印刷業者の氏名の記載のない印刷物
富くじ等...名あて国で禁止されている富くじ及びと博に関する物品
銀行券等...郵便切手、銀行券又は有価証券と見まちがいやすい物品
武器...武器

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

アルコール...メチルアルコールを含有する物品

肉類...次に掲げる物品で商業上の目的で輸入するもの

- すべての種類の動物の生の肉(家畜の肉、魚の肉、食用軟体動物を含む。)
- 室温で衛生性を保つことができるような処理をしていない肉製品及び魚肉製品

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

肉類...商業上の目的で、かつ、室温で衛生性が保たれるような処理(熱処理、塩漬け、乾燥)を施した肉製品及び魚肉製品は、EEC(欧州経済共同体)の定める規定に従って、その処理をした旨の表示をし、かつ、検疫局長の証明書が添付されている場合に限り許される。

みつばち、みつぶさ...みつばち及びみつぶさは、証明書が添付されている場合に限り許される。

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

人工甘味料...人工甘味料(サッカリン及びサッカリン含有物品を除く。)

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

ぶどう酒...ぶどう酒(ぶどうジュース等のぶどうの副産物を含む。)は、名あて国の法令に違反していない場合に限り許される。

窒素含有物...窒素を含有する物品は、名あて国の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

141. ロシア

Russie (Russia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ロシア語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署)..... Main Center for Mail Line Haul Transportation(GTsMPP)-branch of FSUE Russian Post, Varshavskoe ch., 37, Moscow,131000, Russia
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは、書留郵便物の封かんのために使用することができない。
 - (2) その他の条件は、送達条件(小包)の、10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ロシア語、フランス語又は英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....4,000SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Service des reclamations et du controle, 37, Varchavskaye chaussee, 113105 MOSCOU, FEDERATION DE RUSSIE

7. 小包の配達方法.....窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 1 か月

例外の場合..... 2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

10. その他の特別な条件

(1) 税関告知書 CN23 には、小包の総重量及び正味重量並びに包有品ごとの重量及び価格を明細に記載しなければならない。

(2) 原産地証明書、検疫証明書等を小包に添付する場合には、それらの書類は、本邦にあるロシアの関係機関の査証を受けなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域 (Chaibucha and Yamsk, Garmanda, Gizhiga, Rep de Tchetchnya (チエチエン共和国)、Tachtoyamsk 及び Verchniyi paren を除く。)

2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
- (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及び見積りインボイス(Proforma invoice) 又は商業インボイス(Commercial invoice) 1通。必要により、輸入許可証、各種証明書。個人が商品を送付する際は商品の購入が確認できる領収書の写し。

(編集註 : 「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
 - (3) 郵便物には、できる限り差出人及び受取人の電話番号及びテレックス番号を記入する。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....ロシア語、英語又はフランス語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
 - 1.1.1 禁止物品
 - 2.小包郵便物 2.1.1～2.1.6.1 参照。
 - 1.1.2 条件付許容物品
 - 2.小包郵便物 2.1.6.2 参照。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

有害な物品...印刷物又は録音物であって、次に掲げるもの

- 過激派の又はテロリストの行動を広めるためのもの又はテロリズムを公然と正当化するもの
- ポルノ
- ユーラシア経済共同体又は関税同盟の参加国における選挙及び国民投票に関する法律の定め
に反して製造又は配布されるもの
- ナチズム又はナチズムのイデオロギーと混同され得る意見及びシンボルを宣伝するもの
- その他名あて国の政治的又は経済的な利益（公衆の安全、市民の健康及び倫理）を害する情報
を含むもの

わいせつな又は不道德な物品...わいせつな又は不道德な物品

偽造又は海賊版の物品...偽造又は海賊版の物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

放射性物質...放射性物質

微生物...病原性のある又は病原性の恐れのある微生物

傷みやすい食料品

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

動物等...生きた動物。ただし、みつばち、水ひる及び蚕であって獣医の証明書を同封したものを
除く。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬...あらゆる種類の銃砲、弾薬、刀、短剣、銃剣、やり又はこれらと同様の武器並びに
公務員の所持する武器と類似する武器

爆発性又は発火性のある物品及び爆発装置並びに点火装置

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

名あて国の又は外国の硬貨、紙幣その他通貨として通用しているもの

各種の持参人払有価証券

酒精飲料...アルコール製品、エチルアルコール、ビール

その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、
郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の
者の間で交換されるもの

たばこ...たばこ製品とすべての種類の喫煙用の混合物

植物...すべての形態、状態の植物、種子

宝石...すべての形態、状態の宝石と天然ダイヤモンド。ただし、加工した装身具を除く。

麻薬...麻薬、向精神薬物質及びその前駆物質

オゾン層破壊物質

危険物...危険物

毒物...毒物であって、麻薬及び向精神薬物質の前駆物質にあたらぬもの

植物保護製品...2001年5月22日の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Bの規定の対象となる植物保護製品

漁網...水生生物資源を捕るための以下の用具

- 直径0.5mm未満の繊維と100mm未満の網目サイズ（網目の一辺の長さが50mm未満）であるナイロン又はその他ポリアミドの合成単繊維でできた手製又は機械製の漁網
 - 電流を使って水生生物資源を捕獲するためのシステム又は装置であって、導体及び蓄電池（バッテリー）に接続した電気信号発生器が付属しているもの及び電流を使って水生生物資源を捕獲するための装置とともに使用する物品
- リチウム電池（ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件（船便扱いとすること等）を満たすリチウム電池を除く。）

2.1.6.2 条件付許容物品

以下の物品については、送付に際して適切な関係当局の許可を必要とする。

デバイス...コーディング（暗号化）に使用する暗号化及びコード化のためのデバイス

高周波装置...高周波装置

生きた動物...みつばち、水ひる又は蚕で獣医の証明書を同封したもの

以下の物品については、個人使用の目的で送付することができない。個人の住所にあてて又は法人の活動と無関係な個人的用途のために送ることは禁止される。

技術刊行物...機密情報の不法入手に関する技術刊行物

人間の臓器...人間の臓器又は部分。血液及び血液成分。

文化的工芸品

放射性物質...放射性物質

金属...鉄又は鉄以外の金属でできたスクラップ及びくず

貴金属...製品化されていない貴金属、貴金属のスクラップ及びくず、鉱石又は濃縮された貴金属の製品並びに貴金属を含む一次製品

鉱物...製品化されていない自然の石

地盤...地盤に関する情報

3. 国際スピード郵便物

パスポート、運転免許証、その他免許状の原本

その他は、1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照